

中津川市障害者福祉計画

第5期計画

平成30～32年度



平成30年3月
中津川市

はじめに



近年、国においては「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」が施行されるなど、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現に向けての法整備が進められています。

本市では、平成18年度に障がい者施策の基本的事項及び目標値等を定めた「中津川市障害者計画」を策定し、「障がいのある人もない人も共に支えあい、生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、さまざまな障がい福祉施策に取り組んでまいりました。しかしながら、進行する少子高齢化や核家族化により、これまでの社会のしくみが大きく変化する中、これからは障がい者を地域全体で支えていく環境づくりが重要となってまいります。

こうした中、平成30～32年度を計画期間とする、新たな障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する計画（障害児福祉計画第1期）を含む中津川市障害者福祉計画第5期計画を策定いたしました。本計画では、各種福祉サービスの充実はもとより、地域で自立した日常生活と社会生活を営むためのきっかけとなる地域生活拠点づくり、障がい児を支える家族が放課後等デイサービスを利用しながら継続的に安心して就労できる仕組みづくり、各種福祉サービスの利用に必要な相談を行う相談支援事業所の確保等に取り組んでいくこととしています。

今後、本計画を着実に推進し、「障がい者の育つ・学ぶ・働く・生きる」を大切に、「障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる」温かい福祉のまちを目指して取り組んでまいりますので、市民の皆さまには、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました関係者、関係団体・機関及び中津川市障害者総合支援協議会の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成30年3月

中津川市長 **青山 節児**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令等改正の動き	2
3 計画の位置づけ	5
4 法的根拠	6
5 計画の対象等	6
6 計画の期間	7
7 計画策定の方法	7
第2章 中津川市の概況	8
1 中津川市の障がい者の現状	8
2 障がい者アンケート調査からみられる現状	12
3 障がい児アンケート調査からみられる現状	21
4 ヒアリング調査結果の主な意見	29
5 中津川市の障がい者を取り巻く課題	30
第3章 基本構想	32
1 基本理念	32
2 基本目標	32
3 施策の体系	33
第4章 基本計画	34
I 「障がい者の育つ・学ぶ・働く・生きる」を大切にします	34
1 育つ	34
2 学ぶ	38
3 働く	45
4 生きる	49
II 「障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる」環境づくりを進めます	53
5 暮らす	53
6 支える	78

第5章 障がい福祉サービスの目標設定と提供の確保	84
1 国の基本指針	84
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	86
3 障がい福祉サービス等	89
4 地域生活支援事業	99
5 障害児通所支援等	106
6 子ども・子育て支援	110
第6章 第5期計画の推進に向けて	111
1 計画の推進	111
2 計画の進行管理	111
参考資料	112
1 用語集	112
2 中津川市障害者総合支援協議会委員名簿	116
3 検討委員会委員名簿	117
4 事務局名簿	117
5 計画策定経過	118



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害福祉制度は、従来の「措置制度」に代わり、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障がい福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障がい福祉サービスの一層の推進を図るため、平成 18 年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの災害による甚大な被害の発生など、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として改正されました。

平成 28 年 4 月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行されています。同年 6 月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児の支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30 年 4 月から施行されています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制を計画的に整備することが重要視されています。

本市においても、平成 27 年 3 月に「中津川市障害者福祉計画 第 4 期計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

こうした障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するために、新たな「中津川市障害者福祉計画 第 5 期計画」を策定するものです。

2 法令等改正の動き

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、障がい者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

障がいの種別にかかわらず、障がい者が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

(4) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(5) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、家庭や施設などで障がい者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(6) 障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正・施行され、障がい者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がい者の自立の促進に資することとされています。

(8) 障害者差別解消法の施行

障がい者への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(9) 障害者雇用促進法の改正と施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

(10) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(11) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

3 計画の位置づけ

(1) 「中津川市障害者福祉計画」はすべての市民を対象にした計画

障がいのある人もない人も共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりのため、障害者福祉計画は障がいのある人だけでなく、すべての市民を対象にした計画です。

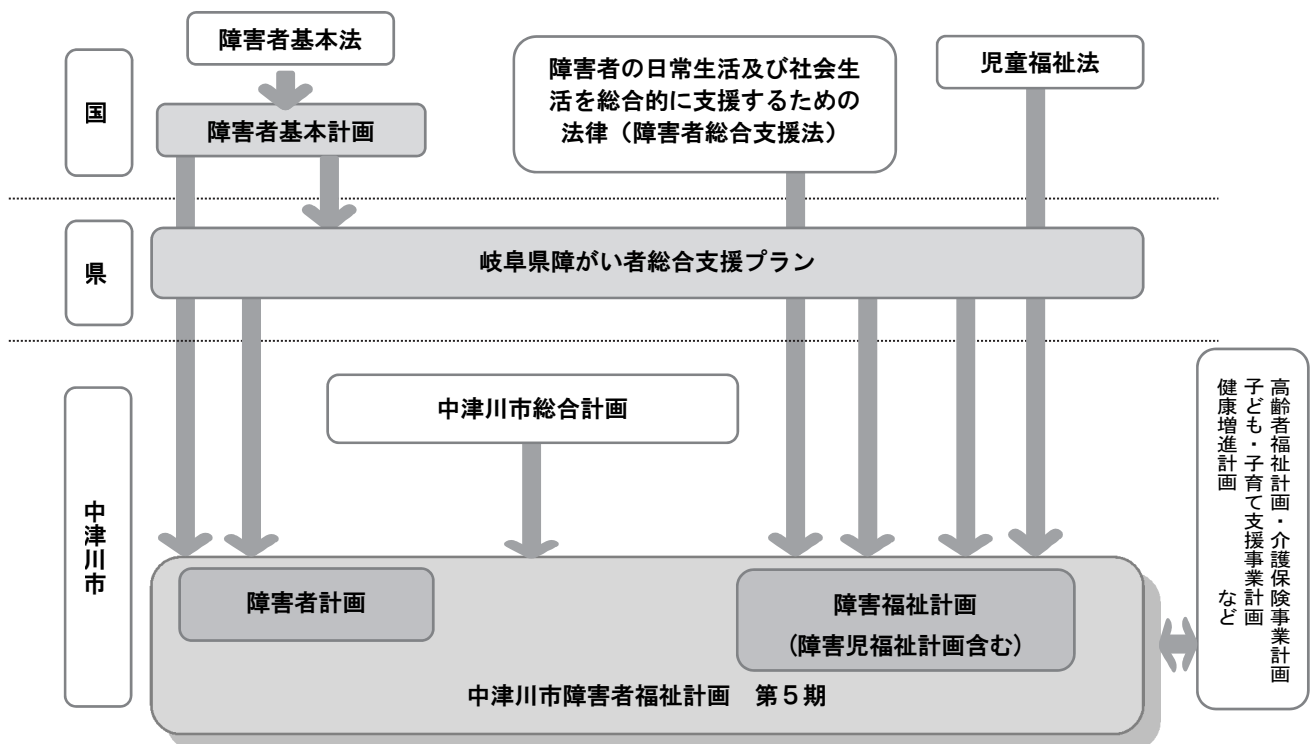
(2) 「障害者計画」と「障害福祉計画」の一体的策定

「中津川市障害者福祉計画」は、平成 19 年 3 月、障害者基本法に定められた「障害者計画」と障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）に定める「障害福祉計画」を一体化して策定し見直してきました。

本計画においても障がい者施策の基本的な事項を定める、中・長期的な「障害者計画」と障がい者施策の目標値等を定めた「障害福祉計画（第 1 期の障害児福祉計画を含む）」を一体化して策定しました。

(3) 国・県の計画や「中津川市総合計画」その他関連計画との整合・連携

本計画は、国の「障害者基本計画、基本方針」、県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」を踏まえるとともに、「中津川市総合計画（平成 27～38 年度）」に則した障がい者福祉に関する分野別計画になります。また、「中津川市地域福祉計画」など関連計画との整合・連携を図りながら障がい者福祉を推進する計画です。



4 法的根拠

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画趣旨	障害者のための施策全般に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画に定める事項	基本理念、基本方針、分野別施策など	指定障害福祉サービス等の見込量、確保の方策、目標値の設定など	指定障害児通所支援等サービス等の見込量、確保の方策、目標値の設定など

5 計画の対象等

(1) 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

(2) 障がい者の定義

本計画では障がい者の定義を、障害者基本法第2条においては、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされていることから、同様の定義とします。

(3) 障がい児の定義

本計画では障がい児の定義を、児童福祉法第4条第2項においては、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）」とされていることから、同様の定義とします。

(4) 障がいの表記

本計画では、市の『「障がい者」等と表記する取扱いに関する要領』に基づき、平成20年4月1日以降に作成する公文書（通知書、広報紙、チラシ、パンフレット、ホームページ等）から「障害者」と表記していたものについて「障がい者」「障がいのある人」などひらがな表記としました。

ただし、法律等で定められている用語、名称等や団体、機関等の固有名詞は適用除外として「障害者」の表記としています。

6 計画の期間

「中津川市障害者福祉計画 第5期計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

障がい者を取り巻く施策の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

7 計画策定の方法

(1) 計画策定体制

計画の策定にあたり、障がい者に関わる委員で構成する中津川市障害者総合支援協議会を設置し、障害者福祉計画の審議・策定に取り組みました。

また、市関係部署等の職員によるワーキンググループ検討会を行いました。

それぞれ次の役割を担いました。

- ①中津川市障害者総合支援協議会…計画案の審議・策定
- ②庁内等ワーキンググループ…計画素案の作成、障がい児者アンケートの実施

(2) 障がい者、団体アンケート調査

「中津川市障害者福祉計画」を策定するにあたり、次のとおりアンケートやヒアリングを実施し、中津川市の障がい者福祉の課題、ニーズの把握を行いました。

- ①「障がい福祉に関するアンケート調査」【対象】障害者手帳所持者（又は家族等）
- ②「障害児福祉計画アンケート調査」【対象】発達支援センター等通所児童の保護者
- ③ 市内障がい者団体・事業所ヒアリング調査

		障がい福祉に関するアンケート調査	障害児福祉計画アンケート調査	障がい者団体・事業所等のヒアリング調査
調査方法	対象者	障害者手帳所持者	発達支援センター「つくしんぼ」「どんぐり」等の保護者	障がい者団体、障がい福祉事業所等
	抽出方法	無作為抽出	全数調査	団体別にヒアリングを実施
	配布・回収方法等	郵送による配布・回収	施設で配布・郵送による回収	
配布・回収結果等	配布数	1,500人	250人	12団体 11事業所
	回収数	808人	132人	
	回収率	53.9%	52.8%	

(3) パブリックコメントによる意見の反映

計画原案について、ご意見をいただくためパブリックコメントを実施しました。

実施方法 ホームページ及び障害援護課

実施期間 平成30年2月13日～平成30年3月12日



中津川市の概況

1 中津川市の障がい者の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。それにとともに、高齢化率も増加しています。

年齢3区分別人口の推移

(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年少人口 (0～14歳)	10,911	10,733	10,487	10,278	10,031
生産年齢人口 (15～64歳)	47,833	46,849	45,893	45,221	44,600
老年人口 (65歳以上)	23,612	24,143	24,574	24,900	25,025
合計	82,356	81,725	80,954	80,399	79,656

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 障がい児者の手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は年々減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28年度では558人と平成25年度に比べ、113人増加しています。

年齢別にみると、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数で、18歳以上で年々増加しています。

障がい児者の手帳所持者数

(人)

手帳別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳	3,904	3,884	3,767	3,678
18歳未満	61	61	58	58
18歳以上	3,843	3,823	3,709	3,620
療育手帳	630	645	660	677
18歳未満	145	144	145	151
18歳以上	485	501	515	526
精神障害者保健福祉手帳	445	485	524	558
18歳未満	4	4	6	4
18歳以上	441	481	518	554
合計	4,979	5,014	4,951	4,913

資料：障害援護課（各年年度末）

① 身体障がい者

等級別身体障がい者数をみると、合計が減少しているのに伴い、2級、3級、4級で減少していますが、1級は増加しています。

等級別身体障がい者数

(人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	945	955	958	965
2 級	536	530	495	476
3 級	926	909	874	855
4 級	1,084	1,079	1,046	994
5 級	239	239	228	225
6 級	174	172	166	166
合計	3,904	3,884	3,767	3,681

資料：障害援護課（各年年度末）

② 知的障がい者

判定別知的障がい者数をみると、合計が増加しているのに伴い、A2、B1、B2で増加しています。

判定別知的障がい者数

(人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A	71	70	70	69
A 1	86	86	84	85
A 2	102	104	105	107
B 1	199	204	204	209
B 2	172	181	197	207
合計	630	645	660	677

資料：障害援護課（各年年度末）

③ 精神障がい者

等級別精神障がい者数をみると、合計が増加しているのに伴い、すべての等級で増加しています。

等級別精神障がい者数

(人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	90	109	116	125
2 級	294	311	334	350
3 級	61	65	74	83
合計	445	485	524	558

資料：「恵那の公衆衛生」恵那保健所（各年年度末）

2 障がい者アンケート調査からみられる現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

障がい福祉に関する現状や課題、ニーズなどを把握することを目的として実施したものです。

② 調査対象

中津川市在住の障害者手帳所持者から 1,500 人

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況

有効回答数 808 通（有効回答率 53.9%）

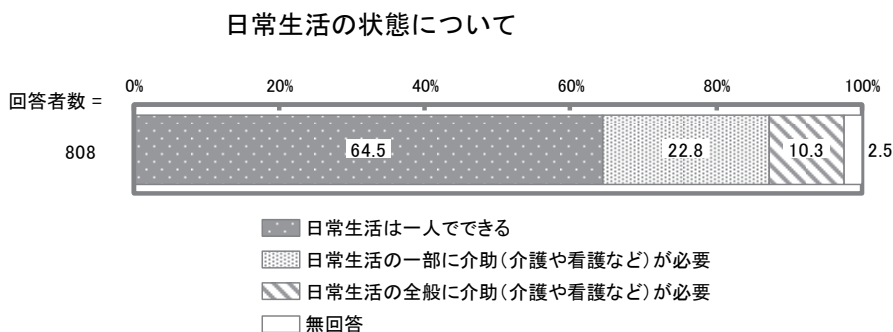
⑤ 調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

(2) 調査結果

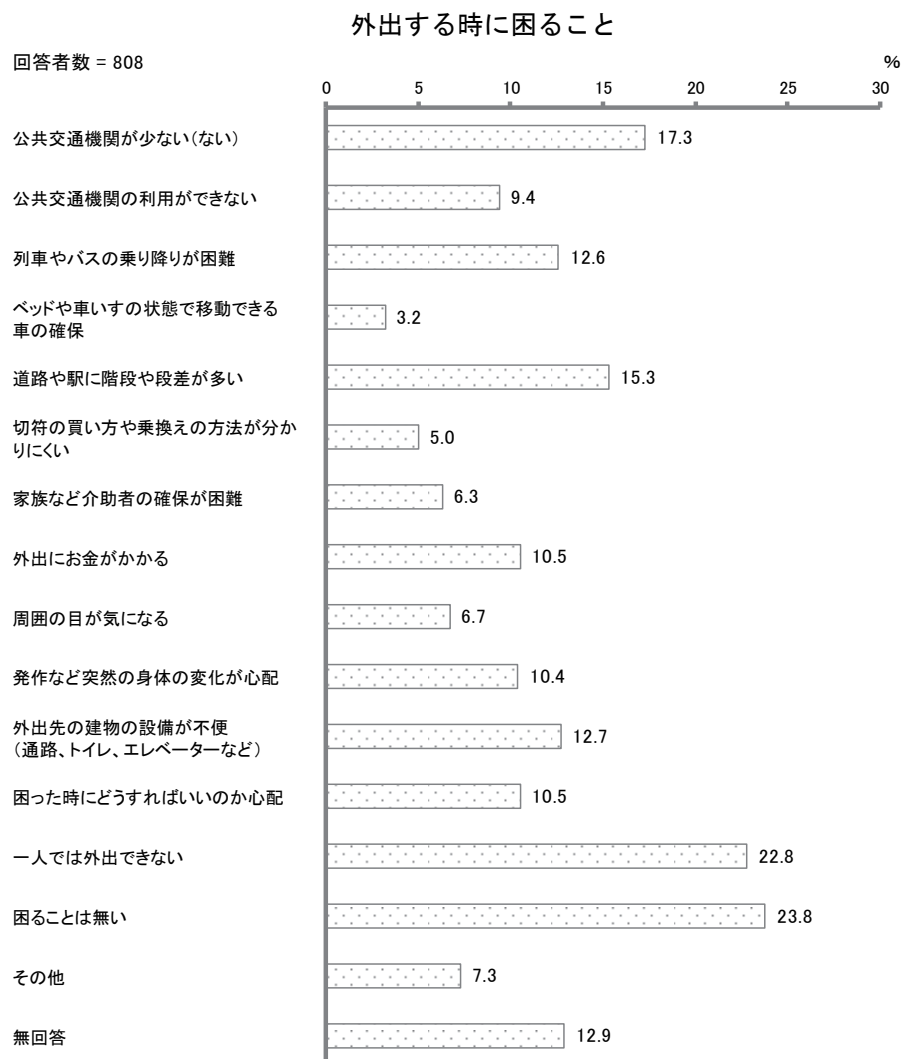
① 日常生活の状態について

日常生活の状態については、「日常生活は一人のできる」の割合が 64.5%と最も高く、次いで「日常生活の一部に介助（介護や看護など）が必要」の割合が 22.8%、「日常生活の全般に介助（介護や看護など）が必要」の割合が 10.3%となっています。

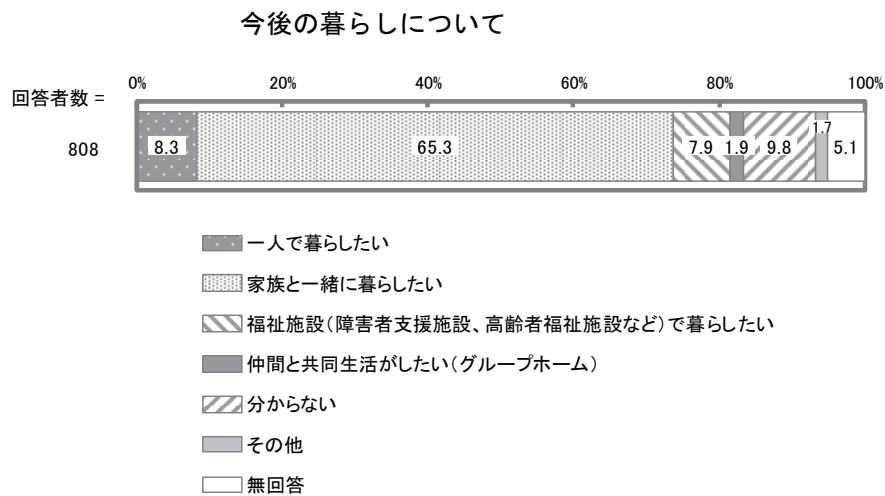


② 住まいや暮らしについて

外出する時に困ることについては、「困ることは無い」の割合が23.8%と最も高く、次いで「一人では外出できない」の割合が22.8%、「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が17.3%となっています。



今後の暮らしについては、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が65.3%と最も高くなっています。



地域で生活するために必要な支援については、療育手帳で「障がい者に適した住居の確保」「就労の場の充実」「地域住民など周囲の理解・支援」「コミュニケーションについての支援」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で「在宅で医療ケアなどが受けられること」「必要な在宅サービスが利用できること」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「経済的な負担の軽減」「家族の理解・支援」「相談窓口等の充実」の割合が高くなっています。

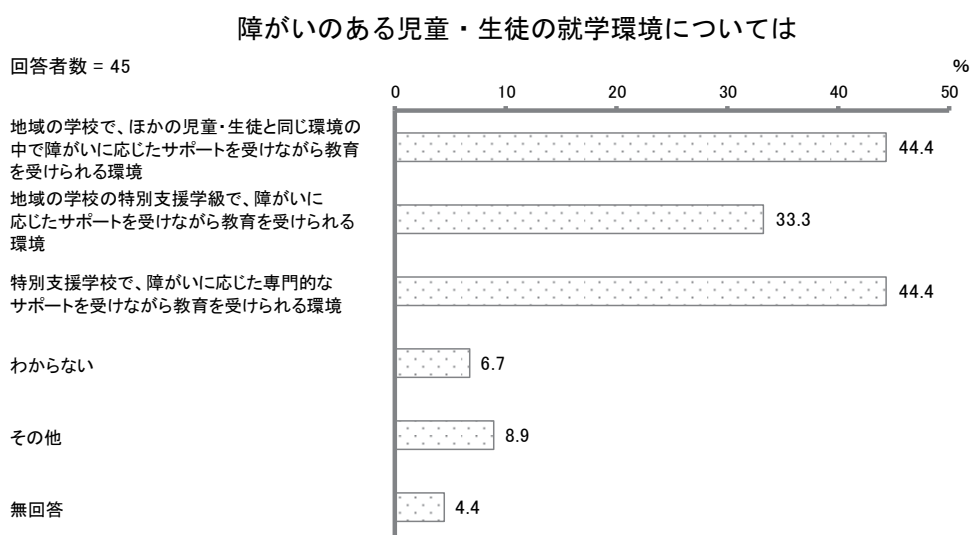
地域で生活するために必要な支援について（所持手帳別）

単位：%

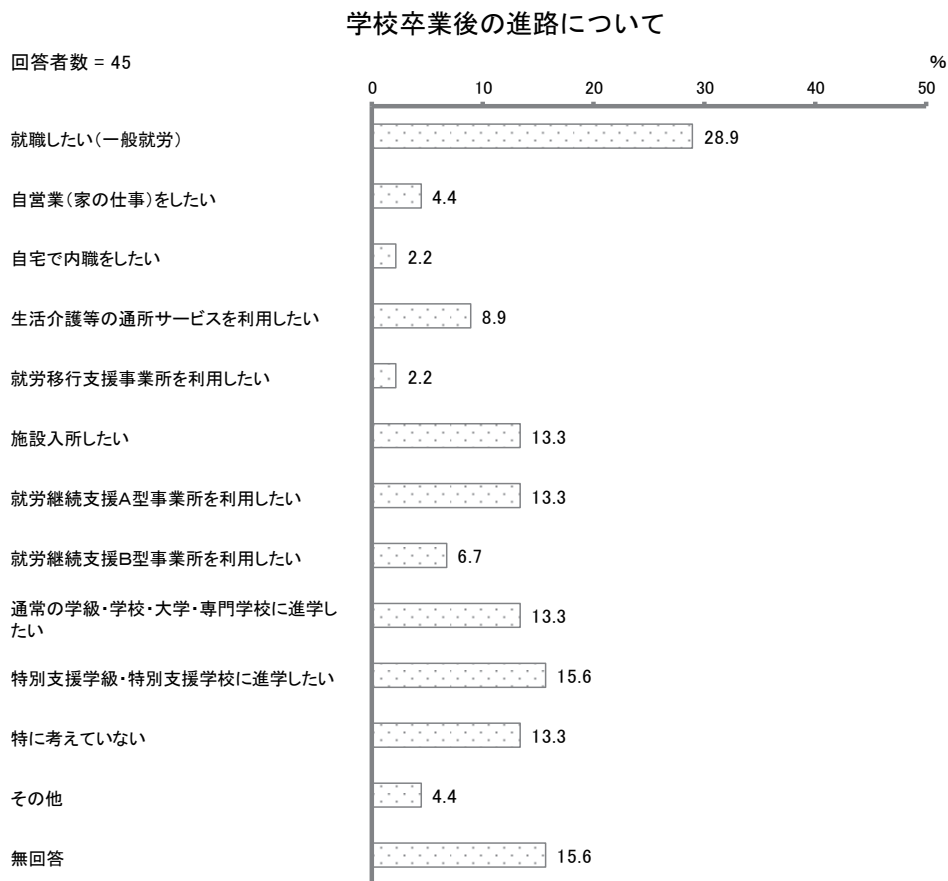
区分	有効回答数（件）	在宅で医療ケアなどが受けられること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが利用できること	就労の場の充実	短期入所（ショートステイ）	経済的な負担の軽減	家族の理解・支援	地域住民など周囲の理解・支援	教育・療育・保育機関の確保や充実	相談窓口等の充実	コミュニケーションについての支援	困っていることを伝えるヘルプカード等の普及	その他	無回答
身体障害者手帳	652	32.7	16.0	32.5	10.4	15.0	36.3	27.6	17.5	4.3	17.2	8.3	9.0	4.4	16.3
療育手帳	81	24.7	25.9	24.7	50.6	25.9	45.7	24.7	42.0	17.3	24.7	27.2	12.3	4.9	8.6
精神障害者保健福祉手帳	80	17.5	17.5	21.3	36.3	8.8	56.3	42.5	35.0	7.5	31.3	18.8	16.3	1.3	10.0

③ 教育・就学について

障がいのある児童・生徒の就学環境については、「地域の学校で、ほかの児童・生徒と同じ環境の中で障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境」、「特別支援学校で、障がいに応じた専門的なサポートを受けながら教育を受けられる環境」の割合が44.4%と最も高く、次いで、「地域の学校の特別支援学級で、障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境」の割合が33.3%となっています。

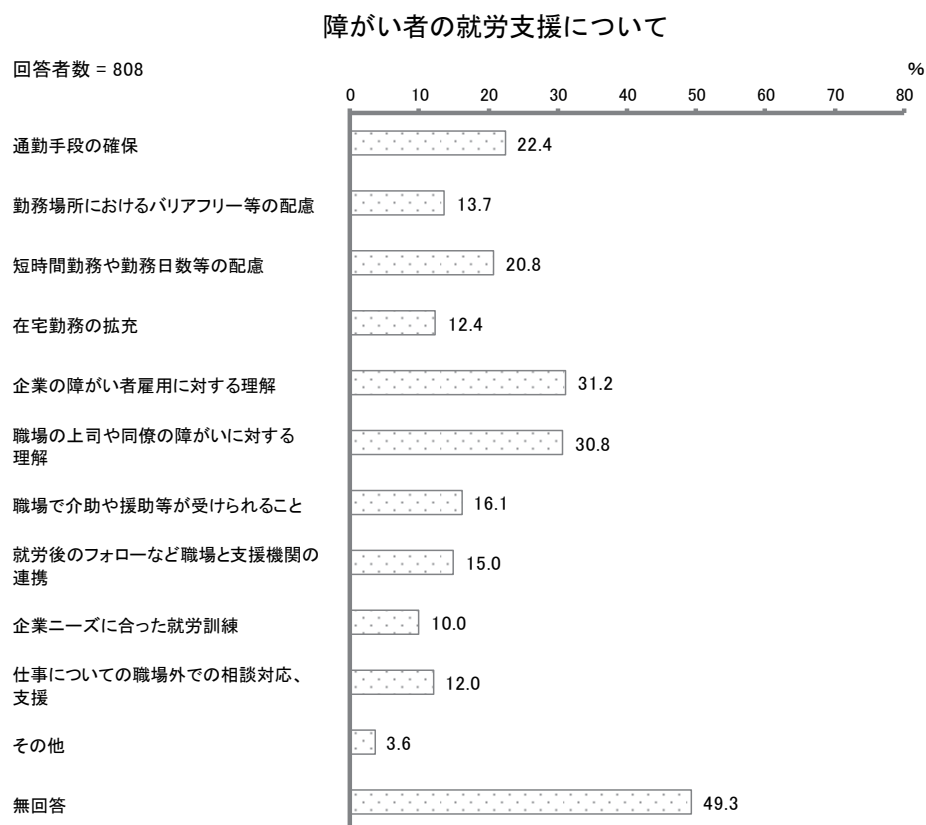


学校卒業後の進路については、「就職したい（一般就労）」の割合が28.9%と最も高く、次いで「特別支援学級・特別支援学校に進学したい」の割合が15.6%、「施設入所したい」、「就労継続支援A型事業所を利用したい」、「通常の学級・学校・大学・専門学校に進学したい」、「特に考えていない」の割合が13.3%となっています。



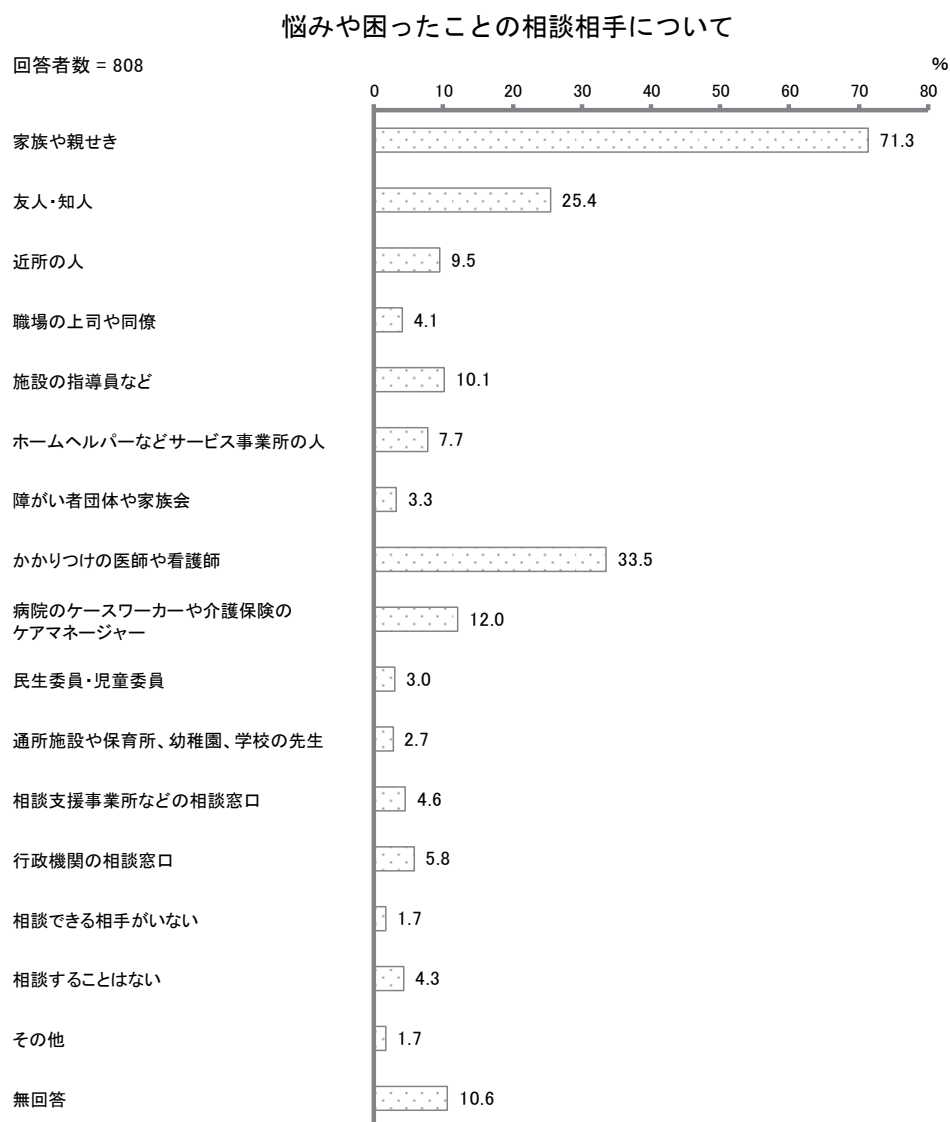
④ 就労・雇用について

障がい者の就労支援については、「企業の障がい者雇用に対する理解」の割合が31.2%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」の割合が30.8%、「通勤手段の確保」の割合が22.4%となっています。



⑤ 相談相手について

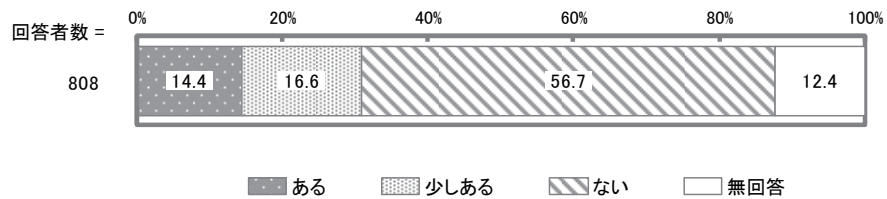
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」の割合が71.3%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」の割合が33.5%、「友人・知人」の割合が25.4%となっています。



⑥ 差別や偏見について

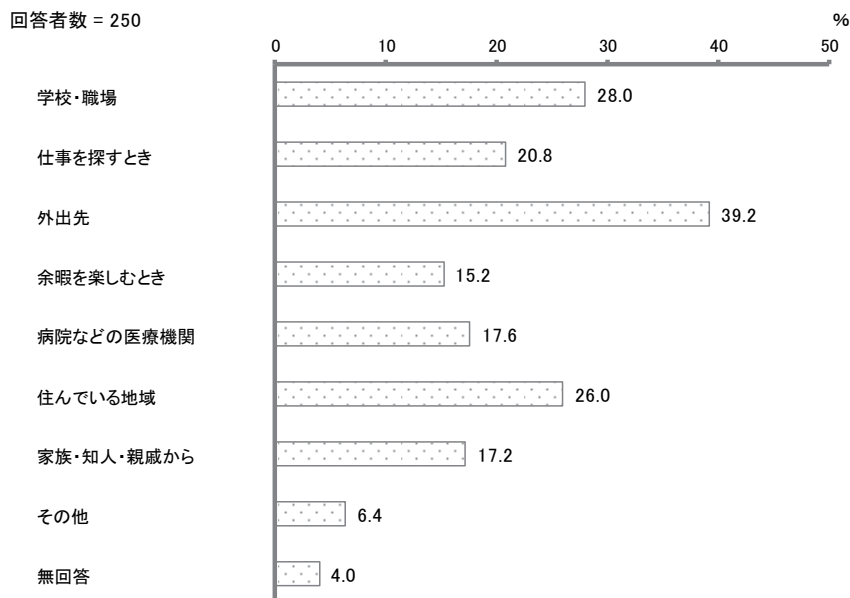
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無については、「ない」の割合が 56.7%と最も高く、次いで「少しある」の割合が 16.6%、「ある」の割合が 14.4%となっています。

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無



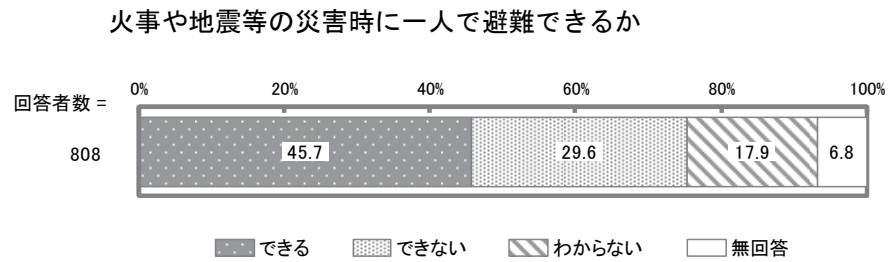
差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」の割合が 39.2%と最も高く、次いで「学校・職場」の割合が 28.0%、「住んでいる地域」の割合が 26.0%となっています。

差別や嫌な思いをした場所について

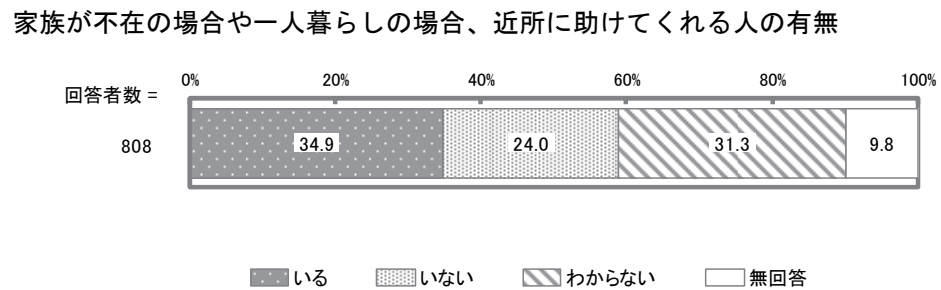


⑦ 災害時の避難等について

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては、「できる」の割合が45.7%と最も高く、次いで「できない」の割合が29.6%、「わからない」の割合が17.9%となっています。



家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいる人の有無については、「いる」の割合が34.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が31.3%、「いない」の割合が24.0%となっています。



3 障がい児アンケート調査からみられる現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

障がい児の子ども・子育て支援等に関する現状や課題、ニーズを把握することを目的として実施したものです。

② 調査対象

発達支援センター「つくしんぼ」「どんぐり」等の保護者から 250 人

③ 調査方法

施設による配布・郵送による回収

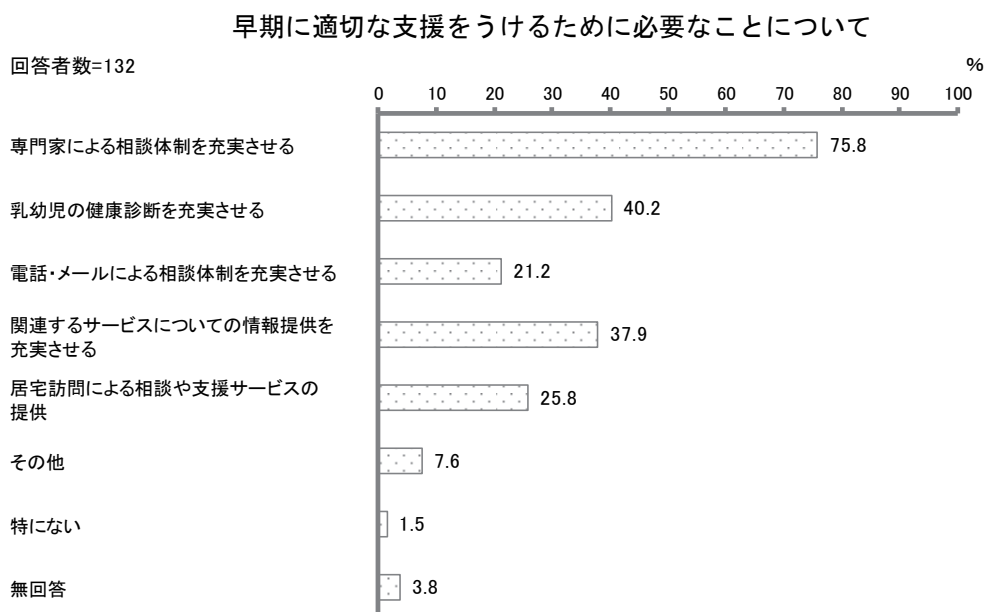
④ 回収状況

有効回答数 132 通（有効回答率 52.8%）

(2) 調査結果

① 早期に適切な支援をうけるために必要なことについて

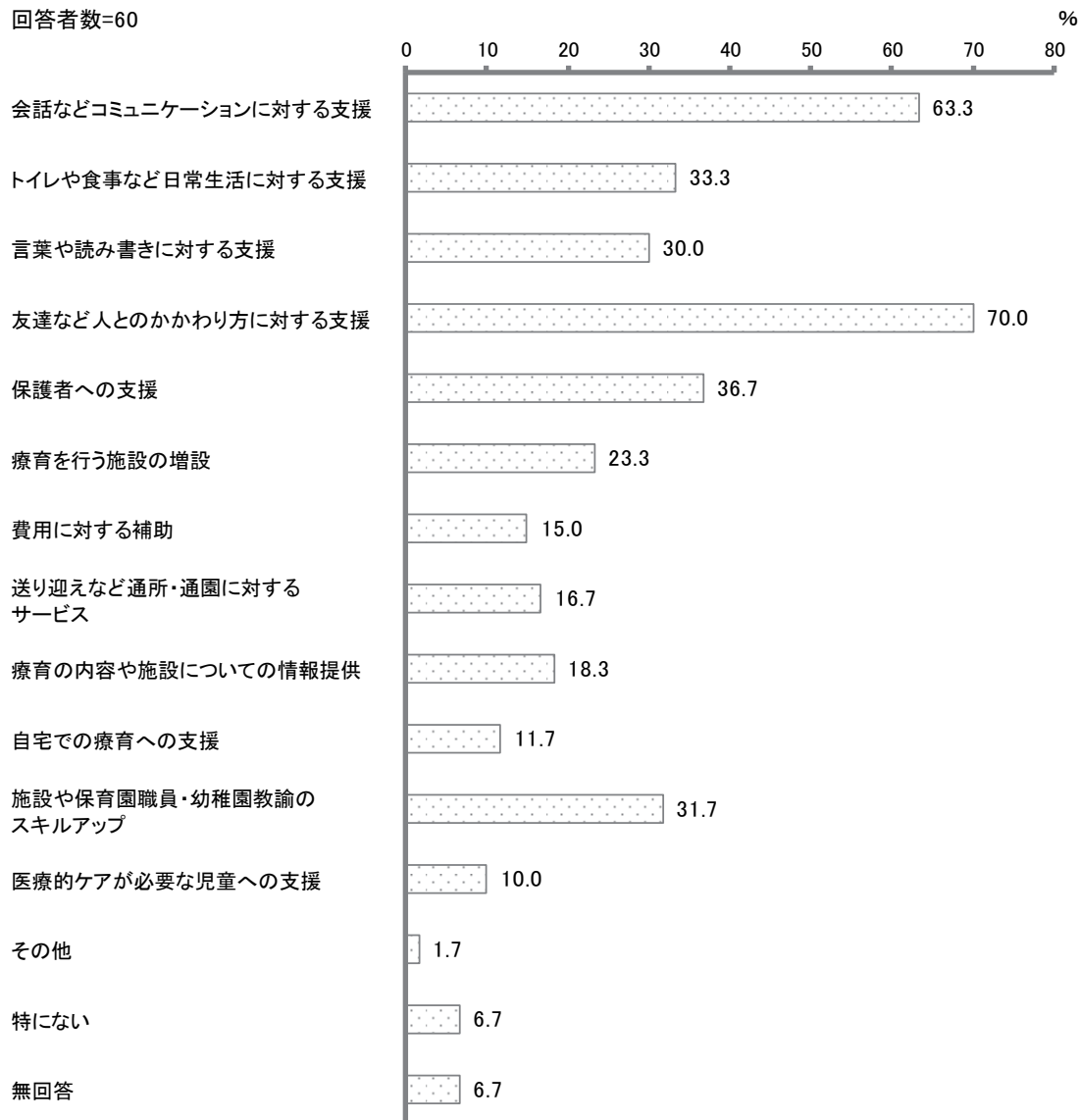
「専門家による相談体制を充実させる」の割合が 75.8%と最も高く、次いで「乳幼児の健康診断を充実させる」の割合が 40.2%、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」の割合が 37.9%となっています。



② 療育や支援について、充実させるべきだと思う点について

「友達など人とのかかわり方に対する支援」の割合が 70.0%と最も高く、次いで「会話などコミュニケーションに対する支援」の割合が 63.3%、「保護者への支援」の割合が 36.7%となっています。

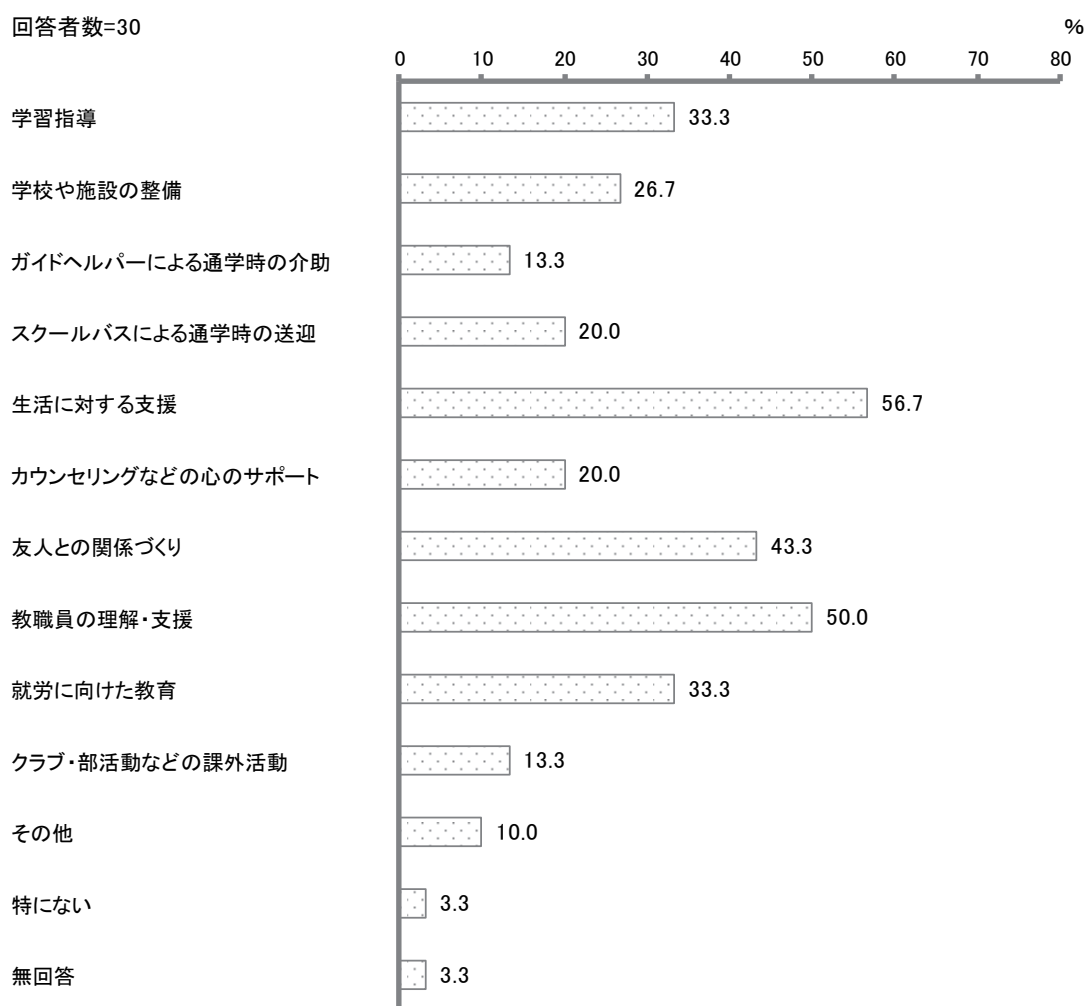
療育や支援について、充実させるべきだと思う点について



③ 教育や学生生活について、充実させるべきだと思う点について

「生活に対する支援」の割合が56.7%と最も高く、次いで「教職員の理解・支援」の割合が50.0%、「友人との関係づくり」の割合が43.3%となっています。

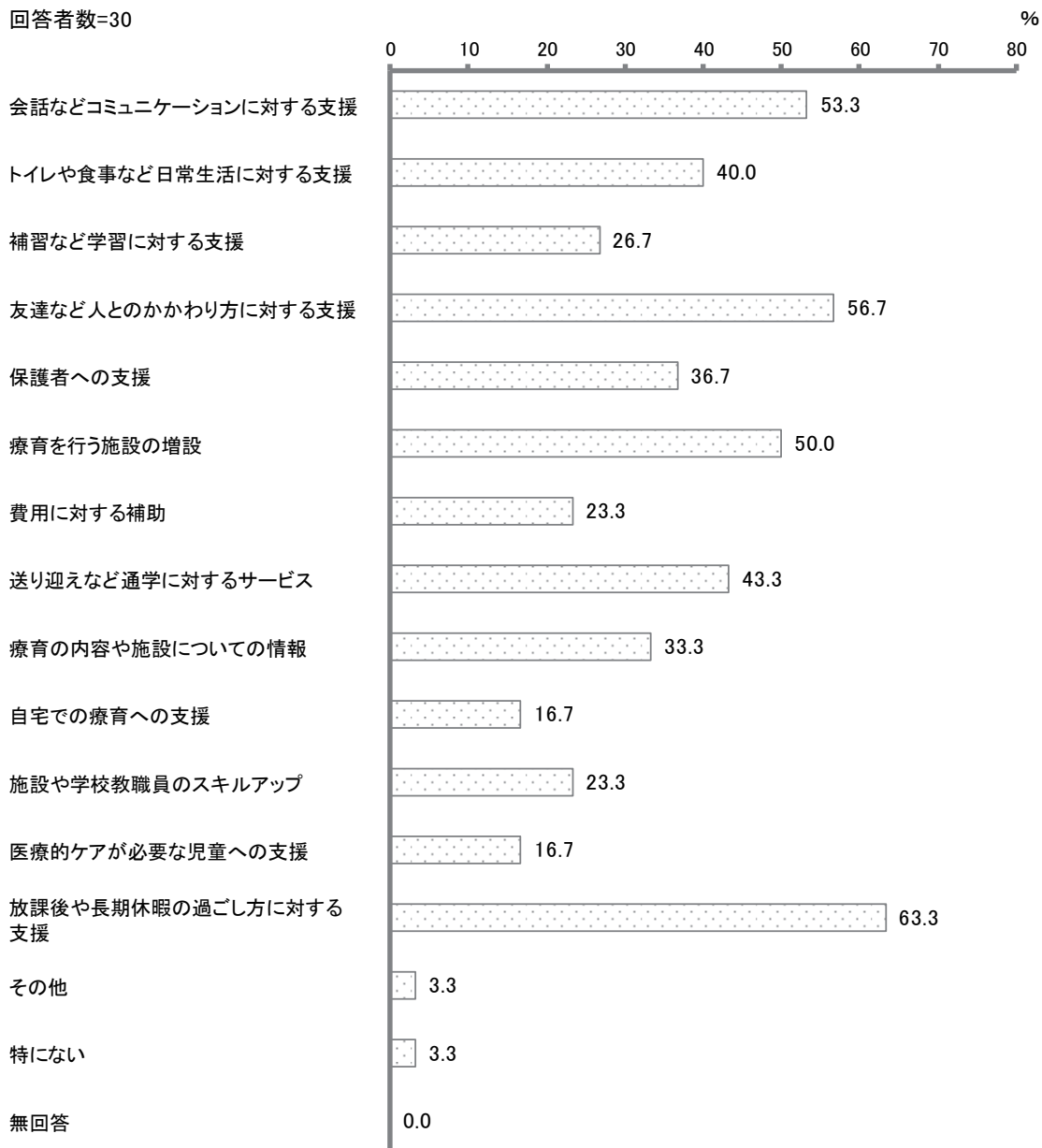
教育や学生生活について、充実させるべきだと思う点について



④ 療育や支援について、充実させるべきだと思う点について

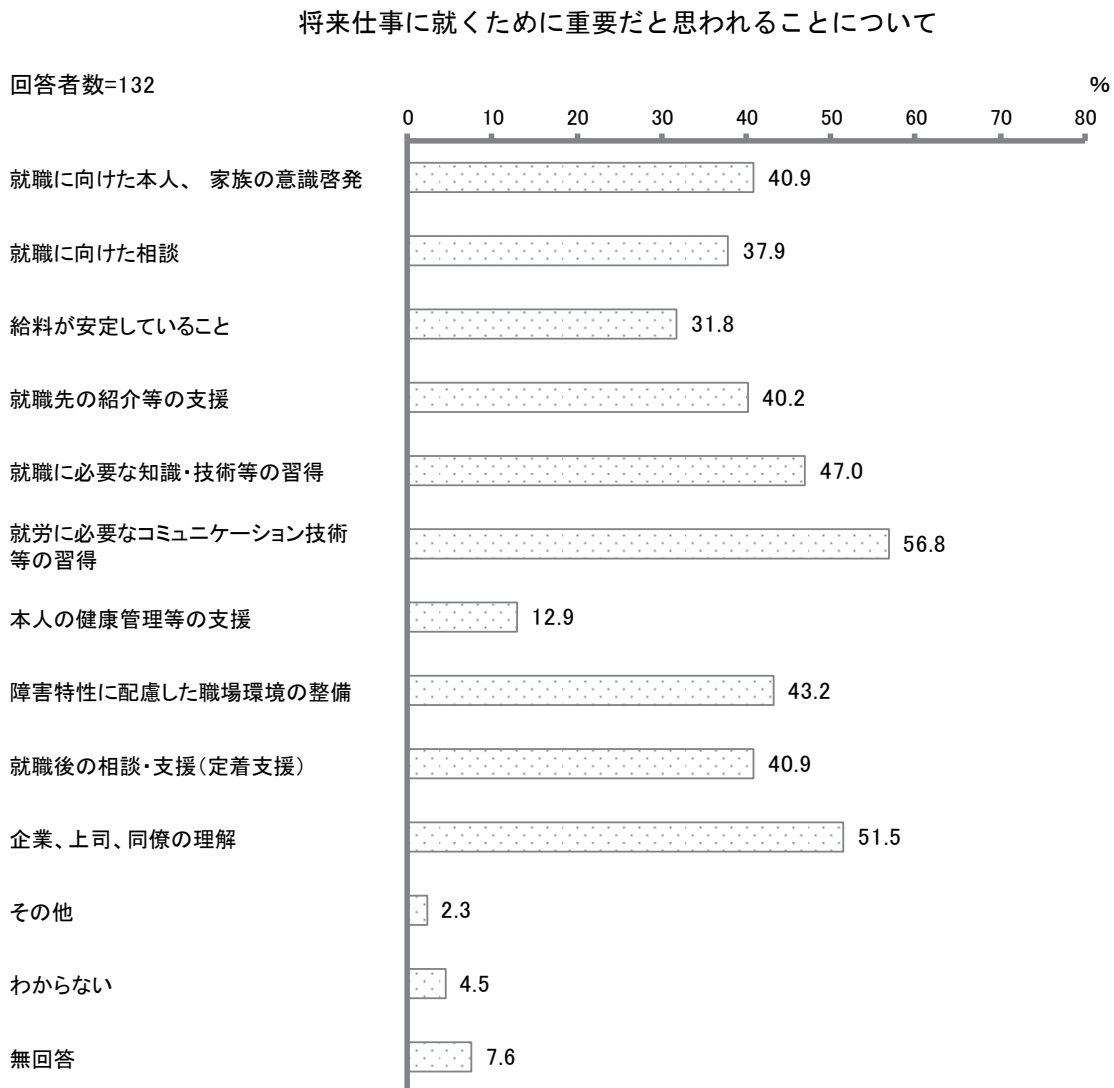
「放課後や長期休暇の過ごし方に対する支援」の割合が63.3%と最も高く、次いで「友達など人とのかかわり方に対する支援」の割合が56.7%、「会話などコミュニケーションに対する支援」の割合が53.3%となっています。

療育や支援について、充実させるべきだと思う点について



⑤ 将来仕事に就くために重要だと思われることについて

「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」の割合が 56.8%と最も高く、次いで「企業、上司、同僚の理解」の割合が 51.5%、「就職に必要な知識・技術等の習得」の割合が 47.0%となっています。

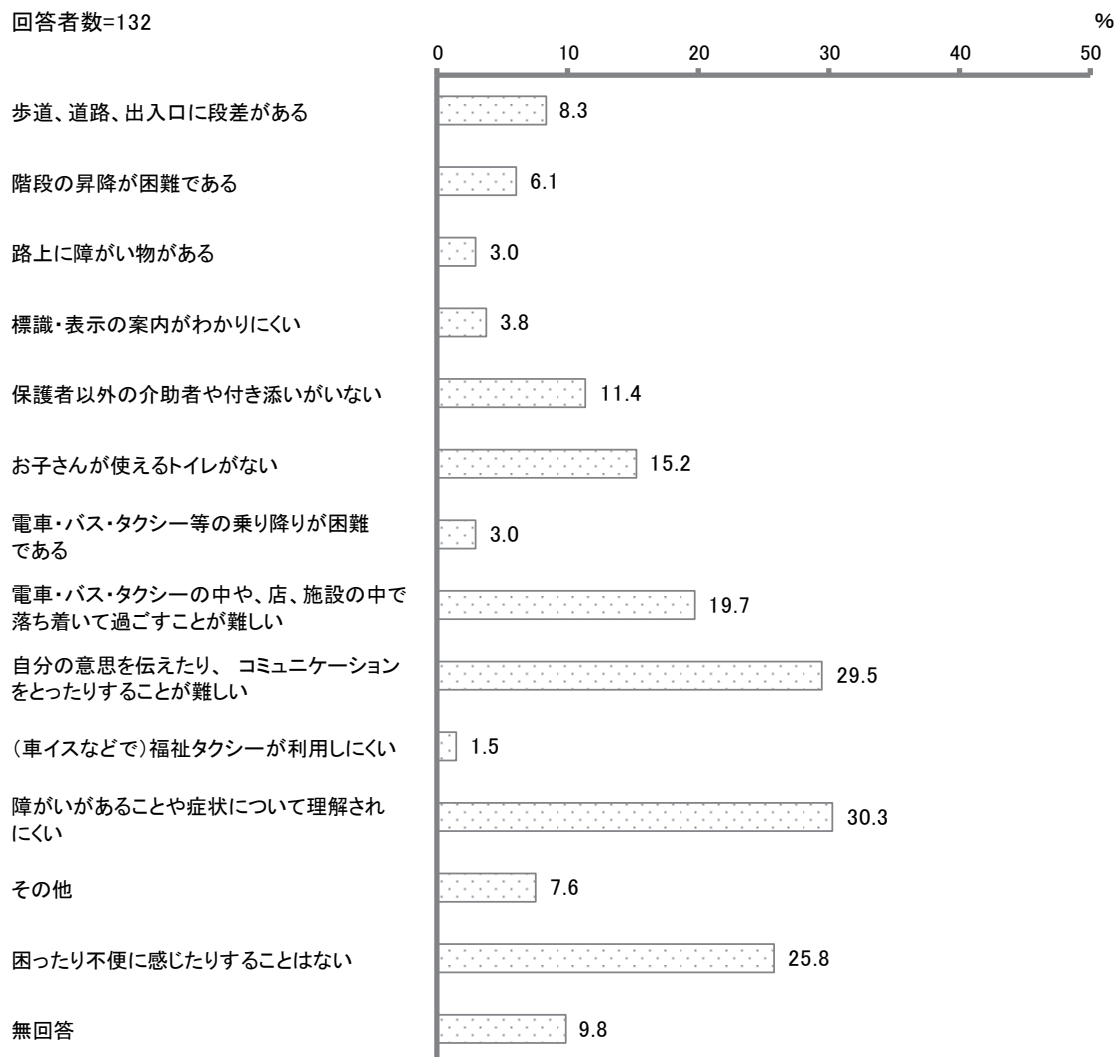


⑥ 外出するときに困ったり不便に感じたりすることについて

「障がいがあることや症状について理解されにくい」の割合が30.3%と最も高く、次いで「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることが難しい」の割合が29.5%、「困ったり不便に感じたりすることはない」の割合が25.8%となっています。

外出するときに困ったり不便に感じたりすることについて

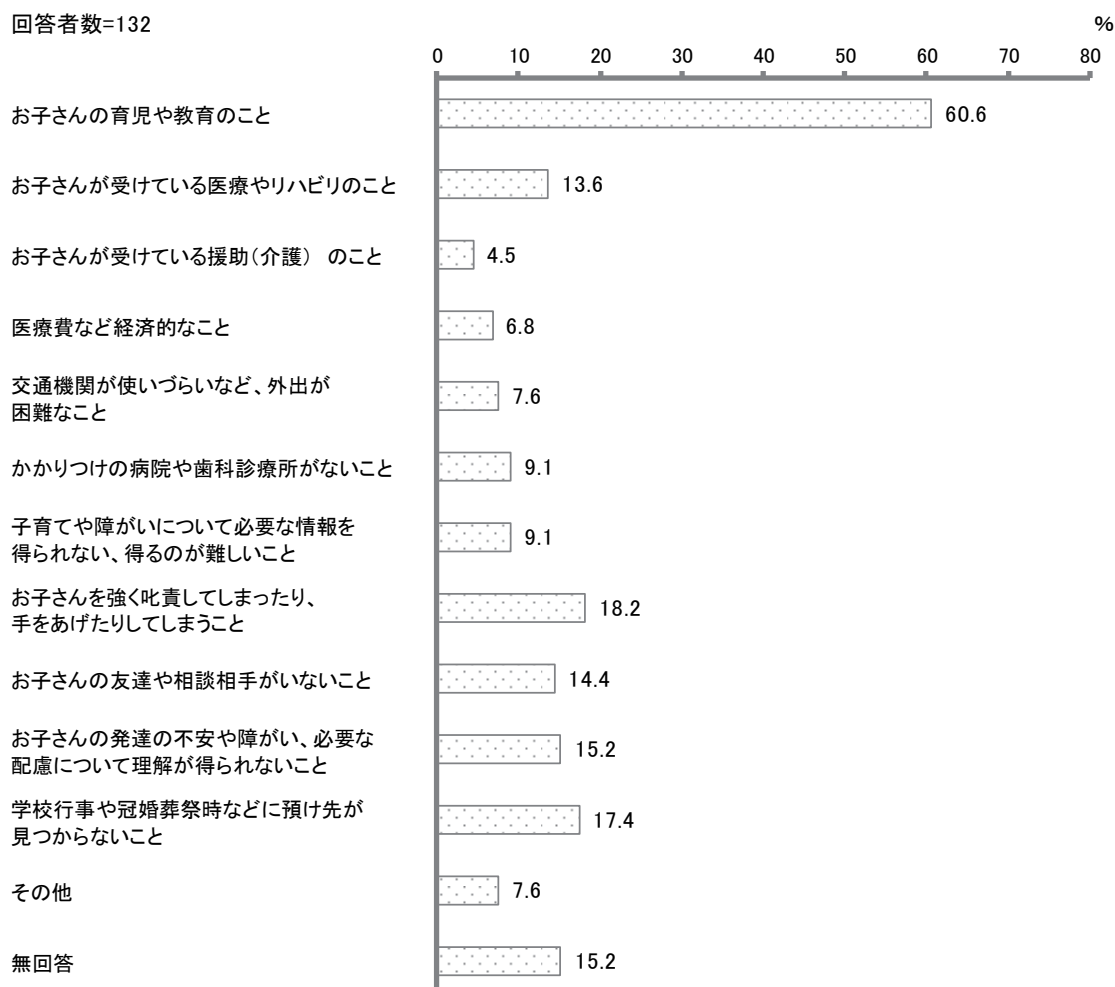
回答者数=132



⑦ 現在悩みごとや困ったことについて

「お子さんの育児や教育のこと」の割合が60.6%と最も高く、次いで「お子さんを強く叱責してしまったり、手をあげたりしてしまうこと」の割合が18.2%、「学校行事や冠婚葬祭時などに預け先が見つからないこと」の割合が17.4%となっています。

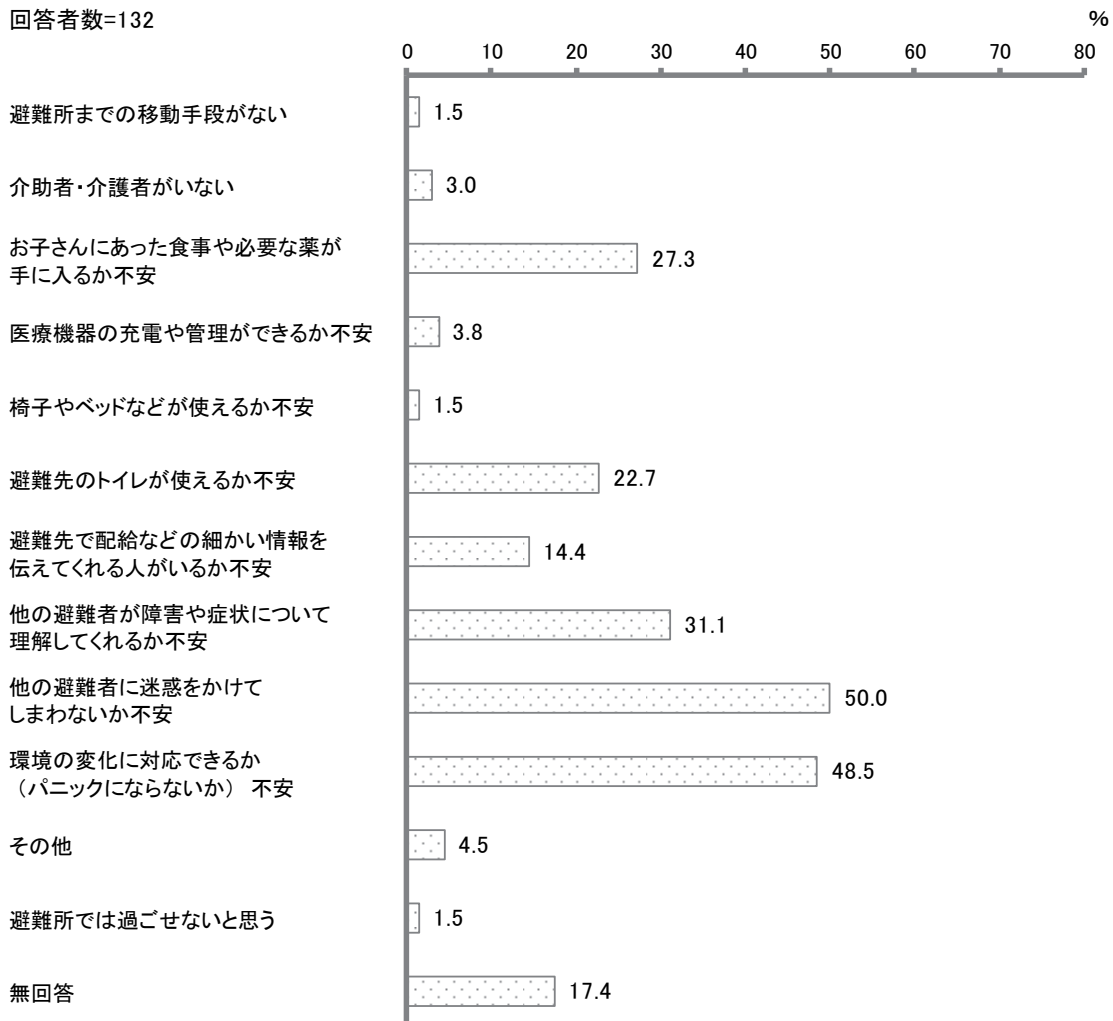
現在悩みごとや困ったことについて



⑧ 災害等により避難所で生活することになった場合、不安に思うことについて

「他の避難者に迷惑をかけてしまわないか不安」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「環境の変化に対応できるか（パニックにならないか）不安」の割合が48.5%、「他の避難者が障害や症状について理解してくれるか不安」の割合が 31.1%となっています。

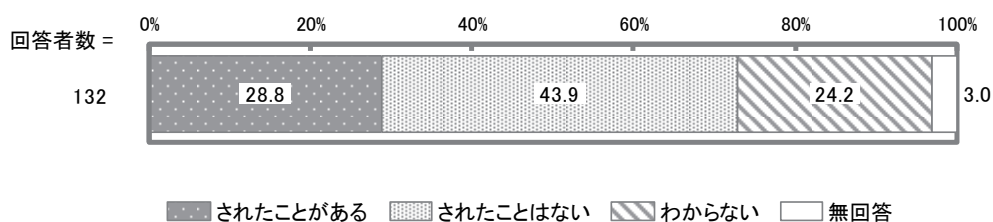
災害等により避難所で生活することになった場合、不安に思うことについて



⑨ 障がいや病気を理由として差別をされたと感じたことについて

「されたことはない」の割合が 43.9%と最も高く、次いで「されたことがある」の割合が 28.8%、「わからない」の割合が 24.2%となっています。

障がいや病気を理由として差別をされたと感じたことについて



4 ヒアリング調査結果の主な意見

(1) 調査の目的

障がいのある人の現状や課題、ニーズなどを把握するため、障がい者関係団体及び障がい福祉事業所にヒアリングを実施しました。

(2) 調査の主な意見

- 昔より障がいに対しては理解されつつあると思いますが、まだまだと感じる部分がある。
- 発達障がいは見た目で分からない分、理解が得られにくい。
- さまざまな障がいのある方がみえるので情報と本人を結び手だてが必要である。
- 障がいのある人が、自分から情報を得ることは難しいため、事業者がその方に合った情報を発信してあげることが必要。
- 障がいのある人の親亡き後、重度の方も含めた社会参加に向けてケアホームやグループホームの増加を期待している。
- 当事者家族の不安な思いは、本人の将来の暮らしである。
- 皆が利用しやすいように公共交通機関のバリアフリー化を進めてほしい。
- 災害発生時の避難所生活について、障がい者の方が利用できるか不安。周囲の理解を得られるか、本人が適応できるか等不安がある。
- 事前のコミュニケーションの形成（地域住民との関係づくり）、障がいのある人のためのスペースの確保、避難場所や生活情報の伝達が必要。
- 障がい者を雇用している企業同士のネットワークを構築して、企業側の不安を軽減し、本人も安心して働くことができるようになってほしい。企業の方や働く障がい者が身近に相談できる所を分かるように啓発してほしい。
- 身体・知的・精神・発達とそれぞれの障がいで工夫する道具や仕事のやり方、メンタル面でのサポート方法も大きく違うため、個人にあった支援を考えていく必要がある。
- 相談体制を強化するため、相談員のスキルを上げる、情報収集、事例などの情報交換ができるといい。
- 特別支援学級担当の先生や地域の小中学校の、障がい児に対する進路指導の充実を期待する。

5 中津川市の障がい者を取り巻く課題

アンケート調査結果やヒアリング調査結果から、第5期計画における本市の障がい者を取り巻く課題を整理しました。

(1) ライフステージに応じた切れ目のない支援について

育
つ
・
学
ぶ

障がいのある子どもを持つ親が、学生生活について充実させるべきものとして、「生活に対する支援」などの割合が高くなっています。就学環境として、地域の学校で教育を受けられる環境や、特別支援学校で専門的なサポートを受けながら教育を受けられる環境が求められているなど、障がいのある子どものニーズに応じた教育が求められています。障がいの早期発見、早期療育につなげる療育体制を強化するとともに、保健・医療・保育・教育・就労分野等、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

(2) 段階に応じた就労支援、一般就労への移行、就労定着支援について

働
く

障がい者の就労支援として必要なことは「職場での上司や同僚の障がい理解」の割合が高くなっています。職場等における障がい特性への理解や高校卒業後の受け皿などが課題となる中、福祉的就労の機会の充実や就労後の定着に向けた支援等、障がいのある人への就労支援、働きやすい環境づくりが必要です。また、障がいのある子どもを持つ親で、子どもが将来仕事につくために重要だと思われることとして、企業等の理解とともに様々な技術の習得の割合が高くなっています。様々な技能等の習得ができるよう、関係団体等と連携を図っていくことが必要です。

(3) 差別の解消、合理的配慮の促進、社会参加について

生
き
る

障がい者が学校や外出先において差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある人がおり、障がいのある子どもを持つ親においても、差別をされたと感じたことがある割合が高くなっています。また、住み慣れた地域で生活するために必要な支援として療育手帳所持者では「地域住民など周囲の理解・支援」を求めています。障害者差別解消法や障害者虐待防止法の認知度も低いことから、地域のあらゆる場所での障がいへの理解促進、合理的配慮を徹底していくことが必要です。

(4) 相談支援の充実、地域包括ケアシステムの構築について

暮
ら
す

地域で生活するために必要な支援として「相談窓口の充実」が上がっていますが、悩みや困りごとの相談相手については、「家族や親戚」の割合が高く、「行政機関の窓口」や「相談支援事業所の窓口」などの割合は低くなっています。また、障がいのある子どもを持つ親においても、「専門家による相談体制を充実させる」の割合が高くなっています。地域への移行を踏まえ、障がいや個々人の特性に応じた、多様化する福祉ニーズへの継続的な対応が必要です。

(5) 安全・安心について

暮
ら
す

災害時に1人で避難することができない障がい者の割合が3割となっており、特に知的障がい者では5割以上となっています。また、近所に助けてくれる人がいない障がい者も、知的障がい者、精神障がい者で4割となっています。障がいのある子どもを持つ親においては、「他の避難者に迷惑をかけてしまわないか」や「環境の変化に対応できるか（パニックにならないか）」などの不安を抱えています。地域において、障がいに対する理解を深め、災害時に地域で助け合いながら避難することのできる支援体制づくりが必要です。

(6) 人材の育成、確保支援について

支
え
る

市内においては、手話サークル「かやの実会」、点字サークル「ともしび会」、音訳ボランティア「さざなみ会」などのボランティア団体が長年、障がい者の社会参加や日常生活の支援をしていますが、ボランティア活動の担い手の高齢化や人材不足に伴い、新たな担い手の養成が必要です。また、個人の障がい状況に応じた相談支援や指導が行える人材、障がい福祉の専門的知識や技術を持つ人材の育成・確保が必要です。



第 3 章

基本構想

1 基本理念

本計画は、「中津川市総合計画」基本構想の「温かい福祉のまち」に基づき、基本理念を次のとおりとします。

【 基本理念 】

**障がいのある人もない人もともに支えあい、生きがいを持ち
安心して暮らせるまちづくり**

2 基本目標

「中津川市障害者福祉計画 第4期計画」の骨子をベースとしながら、地域で障がいのある人を「支える」ための施策を加えるなど必要な見直しを行い、基本目標を次のとおりとします。

【 基本目標 】

「障がい者の育つ・学ぶ・働く・生きる」を大切にします

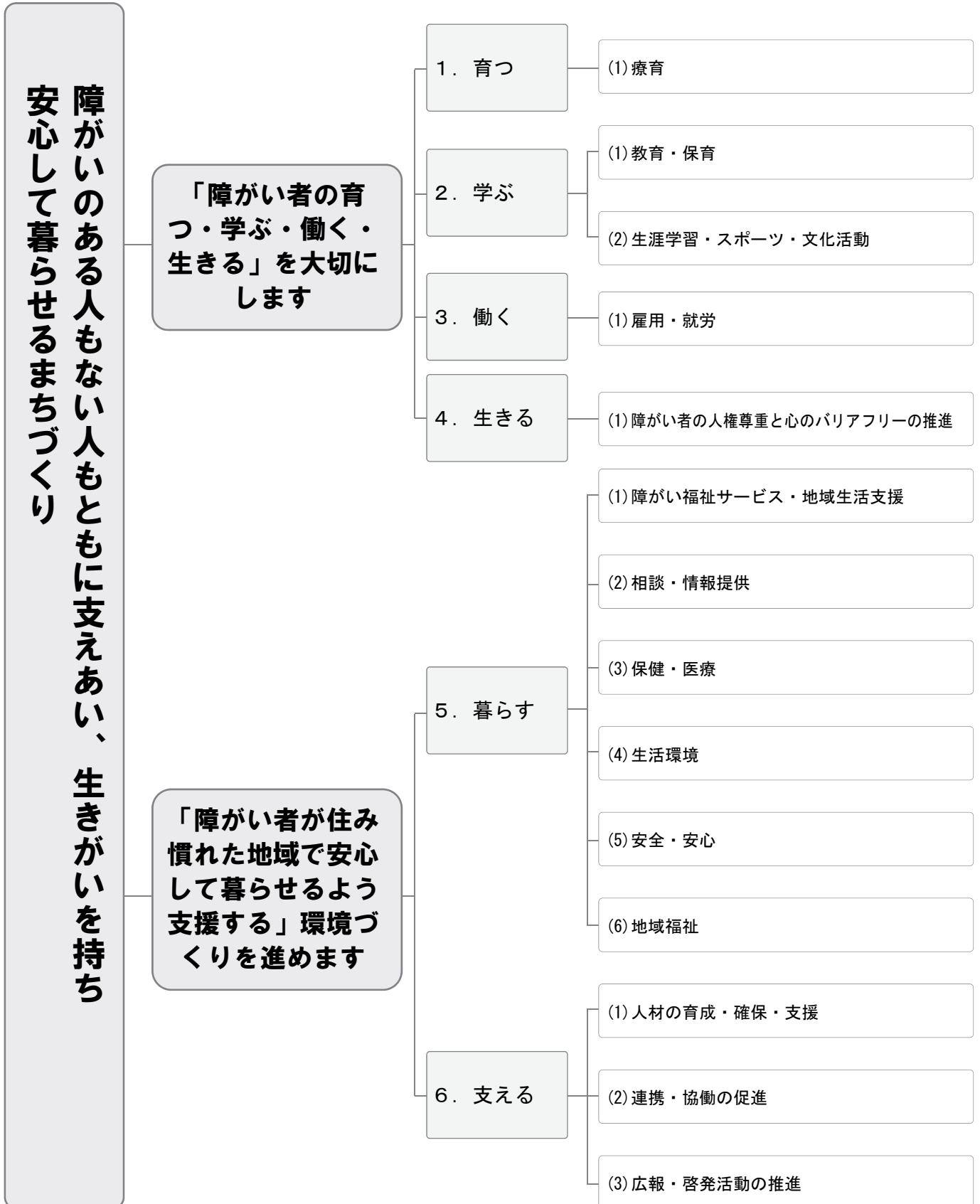
「障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する」環境づくりを進めます

3 施策の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔施策の体系〕





基本計画

Ⅰ 「障がい者の育つ・学ぶ・働く・生きる」を大切にします

1 育つ

(1) 療育

① 発達支援

現状と課題

- 家庭生活や集団生活に困難さを抱えた子どもと、子どもの成長や発達に不安を持つ保護者や関係者からの増加するニーズと複雑化する相談に対応する必要があります。
- 身近で相談しやすい環境づくりと適切な相談対応のため、関係機関が更に連携を強化する必要があります。

基本方針

- 子育てなんでも相談窓口の相談機能を充実する事で、発達障がい・教育・保育・福祉等の子どもに関する相談に寄り添い、適切な関係機関につながります。
- 子どもの心身の障がいや発達の遅れを早期に発見し、保護者や関係者が見通しを持って子育てができるよう相談体制を維持し、必要に応じて発達検査等を実施します。
- 健康医療課、幼稚園、保育園、学校、発達支援センターなどの、関係機関との連携を強化し、発達障がいの早期発見・早期対応と切れ目のない支援に努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	子どもに関する相談窓口の充実	子育てなんでも相談窓口の機能を充実することで適切な担当部局へつなぐ体制を構築します。	充実	子育て政策室 (子育て支援センター)
2	障がいや発達の遅れの早期発見・早期支援	子どもの障がいや発達の遅れを早期に発見し、適切な支援を行うため、保護者や関係機関との連携を図ります。	継続	健康医療課 子育て政策室
3	発達障がいの理解促進	子どもの発達と関わり方についての講演会や研修会を開催します。	継続	子育て政策室 発達支援センター

② 療育体制の充実

現状と課題

- ことばや心身の発達につまずきがある乳幼児に対して、社会生活への適応や自立を目的とした療育施設（発達支援センター）を市内に2施設（つくしんぼ・どんぐり）開設しています。この2施設が常に連携を取りながら、支援体制の充実を図っていくことが必要です。
- 発達支援センターに通所する児童数はここ数年ほぼ横ばいの状態で推移しているものの、児童数の減少にも関わらず、発達の気になる子どもの割合は増加しています。子どもの成長・発達は個人差が大きく、それぞれの課題に応じた支援を行っていくために、療育指導内容のさらなる充実が求められており、児童発達支援管理責任者や相談支援専門員などの専門職員の計画的育成が課題となっています。
- 障がい児や発達の気になる児童の健やかな育成のためには、健康医療課や幼稚園、保育園、子育て政策室などと連携し、子どものライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制の強化が必要です。
- 障がい児総合支援施設において計画どおり居場所の環境を整え、今後も関係機関と連携しながら考えていく必要があります。
- 障がい児・発達の気になる児童の早期発見、早期療育のため、健康医療課、幼稚園、保育所、発達支援センター、子育て政策室等の連携強化が必要です

基本方針

- 障がいの気づきの段階から継続的な支援を行い、将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、今、どのような支援が必要かという視点を持ち、子どもの自尊心や主体性を育てつつ個々の課題に沿った支援を行います。
- 発達支援の必要な子どもを育てる保護者に対して、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係づくりに配慮し、保護者に寄り添いながら専門的な支援を行います。
- 発達支援が必要な子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、地域の保育所等の集団の中での育ちをできるだけ保障していくための体制づくりを進めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	通所指導の充実	療育の必要な児童に対して、通所による療育指導を行います。(児童発達支援)	継続	発達支援センター
2	保育所等訪問支援の充実	児童の保育環境の充実を図るため、集団生活に馴染めない等課題のある児童や、指導を行う保育士等を対象に、園等を訪問し支援を行います。	充実	発達支援センター
3	利用計画等の作成・支援	児童発達支援センター等に通所もしくは通所を希望する子どもやその保護者の支援ニーズに基づき、相談支援事業所において「障害児支援利用計画」を作成し、それを踏まえて、児童発達支援事業所は具体的な支援内容を盛り込んだ「個別支援計画」を作成し、児童個々に応じた適切な支援を行います。	継続	発達支援センター
4	児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の育成	療育体制及び相談支援体制の充実のため、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を計画的に育成します。	継続	発達支援センター
5	重度心身障がい児の場所の確保・充実	関係機関の協議を進め、重度心身障がい児の居場所の確保・充実に努めます。	継続	障害援護課 健康医療課 幼児教育課 子育て政策室 発達支援センター

2 学ぶ

(1) 教育・保育

① 障がい児教育・保育の充実

ア 幼稚園・保育所

現状と課題

- 中津川保育園と坂本保育園に発達支援クラスを設置し、支援を必要とする子どもの状態に合わせた小集団の保育を実施しています。
- 幼稚園・保育所で健常児との交流を通じて、障がい児の心身の発達を図っています。
- 園児の障がいや発達課題に応じた支援や、保護者への支援ができるように、保育士の研修を行う機会や相談を行う場の充実が必要です。
- 支援を必要とする園児の課題を把握し、将来を見通した教育・保育を保障していくことが必要です。

基本方針

- 幼稚園・保育所は、「育ちながら学ぶ環境」を整えるとともに障がい児の保育に関わる幼稚園教諭・保育士の力量を高める研修をし、障がい児と保護者を支える保育を実施します。
- 発達支援センターと関係機関の連携を強化し、障がい児の「育つ・学ぶ」を支援していくために、情報を共有し園児と保護者にとって好ましい保育を保障します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	幼稚園教諭・保育士研修の実施と保護者への啓発	学力アッププログラムで、生活実態を調査し、データの分析・検討を通して、幼稚園教諭・保育士への研修、保護者への啓発に生かします。	充実	幼児教育課
2	一人ひとりの障がい・育ちにに応じた保育・教育の実施	発達支援センターと関係機関の情報を共有する機会を定期的にもち、園児、保護者の実態を把握し、充実に向けて支援のあり方を検討していきます。	充実	幼児教育課 子育て政策室 発達支援センター
3	障がいを持つ子への支援の充実	発達支援クラスのあり方を検討し、個々の支援の充実を図るための環境を「子ども・子育て支援事業計画」に沿って実施します。	継続	幼児教育課

イ 就学児

現状と課題

- 支援員のニーズに応じた研修会の実施が必要です。
- 特別支援就学奨励費を確実に支給していくことが必要です。
- 特別支援学級、通級指導教室だけでなく、通常学級で支援の必要な子どもの計画を策定することが必要です。
- 地区教育支援委員会を継続します。

基本方針

- 特別支援教育に必要な教育資源の整備、確保をします。
- 障がいを持つ児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの理解と教育支援体制を充実します。
- 個々の状況を捉え、適切な就学支援を踏まえた教育支援を推進します。
- 道徳教育、人権教育において共生社会構築を図る豊かな人間性を育成します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	個別支援員の適切な配置	支援員の適切な配置と専門性を培う研修を位置付けします。	継続	学校教育課
2	支援に必要な環境整備	個々の児童生徒の教育的ニーズの把握とそれに応じた環境を整備します。	継続	学校教育課 教育企画課
3	個別の指導計画及び教育支援計画の充実	長期的並びに短期的な視野からの個別に応じた教育支援を確立します。	継続	学校教育課 教育研修所
4	就学に関わる教育支援の充実	校内教育支援委員会の充実とともに関係機関との連携を推進します。	継続	学校教育課 教育研修所
5	道徳教育と人権教育の充実	共生社会構築の大切さを認識させる内容の充実をはかります。	継続	学校教育課 教育研修所

② 障がい福祉教育の推進

現状と課題

- 交流及び共同学習や特別支援学校との居住地校交流等が行われるなど、障がいを持つ児童生徒との交流を推進しています。今後、さらに障がいに対する正しい理解や認識を深めつつ、人権教育の観点から共生社会構築の大切さを児童・生徒に育てていく必要があります。
- 岐阜県教育ビジョンにおいても、特別支援教育の専門性の充実が叫ばれています。特別支援教育や人権教育に関わる教員の研修を高め、専門性を培っていく必要があります。
- 各園、各学校は福祉推進校として指定を受け、福祉推進事業を行っています。先進的な取り組みについては、市内に広め、福祉教育の推進を図る必要があります。

基本方針

- 道徳教育、人権教育において共生社会構築を図る豊かな人間性を育成します。
- 交流及び共同学習、特別支援学校との居住地校交流を推進します。
- 特別支援教育や人権教育に関わる教員研修の場を位置付けます。
- 福祉推進校における福祉教育を充実します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	道徳教育と人権教育の充実	共生社会構築の大切さを認識させる内容の充実を図ります。	継続	学校教育課 教育研修所
2	交流及び共同学習等の推進	特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒との交流事業の推進をし、互いの理解促進を図ります。	継続	学校教育課 教育研修所
3	教員研修の場の位置付け	特別支援教育や人権教育に関わって、知識や指導の手だてを高める教員研修を位置付けます。	継続	学校教育課 教育研修所
4	福祉推進校における福祉教育の推進	福祉推進校における福祉ボランティアの教科学習や体験活動等、先進的な取り組みを喚起します。	継続	学校教育課 教育研修所 社会福祉協議会

③ 放課後等の居場所の確保

現状と課題

- 北部地域では、市内事業所からは遠く不便のため、近くに開設の要望があります。
- 放課後児童クラブでの支援が必要な児童を受け入れるための体制として、指導員の確保や質の向上が課題となっています。
- 重度心身障がい児（乳幼児期～18歳）の居場所の確保や環境の整備が必要です。継続して関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

基本方針

- 支援が必要な児童の放課後児童クラブでの受入れを推進します。
- 身近な場所で放課後等を安心・安全に過ごせるように、日中一時支援、放課後等サービスなどの居場所を確保します。
- 現在運営している放課後児童クラブでの支援が必要な児童の受入れを推進します。
- 重度心身障がい児の居場所の確保・充実に向けて関係機関と協議を進めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	放課後等サービスの場の確保	放課後や長期休暇に生活訓練等を行う放課後等サービスの場を確保し、障がい児の自立支援と居場所づくりを行います。	継続	障害援護課 子育て政策室
2	日中一時支援事業所への支援	障がい児者が利用しやすいように事業拡充の支援をします。	継続	障害援護課
3	放課後児童クラブの指導員の質の向上と指導員の確保	支援が必要な児童が放課後児童クラブを利用できるよう、指導員の質の向上や確保を推進し、放課後児童クラブの運営を支援します。	継続	子育て政策室
4	重度心身障がい児の居場所の確保・充実	関係機関の協議を進め、重度心身障がい児の居場所の確保・充実に努めます。	継続	障害援護課 健康医療課 幼児教育課 子育て政策室 発達支援センター

④ 学校卒業後の支援

現状と課題

- 学校卒業後の日中活動の場が不足しています。
- 重複障がい学級に所属している生徒の支援先になるところが少なく、また重い障がいを持つ子を預かってくれるところが不足しています。
- 特別支援学校は市から卒業後の就労等の情報提供を受けていますが、行き先に不安を感じています。

基本方針

- 就労を支援する他、障がい者及びその家族、その他関係者が相談できる窓口を充実します。
- 卒業後の重度障がい者の受け入れ先確保に関係機関と協力して取り組みます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	就労支援	岐阜県障害者職業センターやハローワーク、サテライト等と連携し、就労を支援します。	継続	障害援護課
2	相談窓口の充実	障がい者及びその家族、その他関係者に対する相談窓口を充実します。	充実	障害援護課
3	情報の提供	特別支援学校に対し、各種情報を適切に提供します。	継続	障害援護課
4	卒業後の受入先確保	関係機関と連携して卒業後の重度障がい者の受け入れ先確保に努めます。	継続	関係機関 障害援護課
5	地域生活支援拠点づくり	地域で自立した日常生活と社会生活を営むためのきっかけづくりとなる場所を提供し、効果的な支援を行います。	新規	障害援護課

(2) 生涯学習・スポーツ・文化活動

① 生涯学習・スポーツ・文化活動の充実

現状と課題

- 生涯学習、スポーツ、文化活動は、趣味・生きがいつくり、健康維持など、障がい者の自立や社会参加に大きな役割を果たすとともに、交流を広げ、社会や周囲の障がい者理解につながります。

市内では障がい者の様々な活動が見られますが、高齢化などにより各種活動の参加者は増えていない状況にあります。

- 主な課題としては、
 - ・障がいのある人が参加できる機会が少ない。若い人の参加が少ない。
 - ・身近な地域で利用できる施設・設備の整備やバリアフリー化が進んでいない。
 - ・障がい者スポーツ指導者の不足などがあります。

基本方針

- 生涯にわたり、心豊かな生活を送るため多様な学習・文化・スポーツの機会の創出を図ります。
- 一人ひとりが生涯学習・文化・スポーツ活動を自主的に生き生きとして取り組むため、人材育成と環境整備を推進します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	多様な機会の提供と参加促進	関係団体・機関と連携し、障がいのある人が参加できる教室、イベントなど機会の提供と周知に努め参加を促進します。障がい者公民館講座を充実します。	充実	生涯学習スポーツ課 文化振興課 障害援護課
2	指導者、サポーターの確保・育成	障がい者スポーツ指導員やサポーターの確保、育成に取り組みます。	継続	生涯学習スポーツ課 障害援護課
3	施設・設備の改善	障がい者が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化や障がい者向け設備の充実を図り、利用を促進します。	充実	生涯学習スポーツ課 文化振興課
4	障がい者の各種大会や参加者への支援	障がい者団体が行うスポーツ大会の開催等を支援します。個人の各スポーツ大会等の参加を激励会の開催や広報により支援します。	継続	障害援護課

② 社会参加の促進

現状と課題

- 障がい者一人ひとりが個性を尊重され、住み慣れた地域で暮らし、生きがいを持つために社会参加の促進が求められています。
- 市では障がい者の社会参加を推進するため、手話通訳者などを派遣する意思疎通支援事業、就労支援事業所通所者への交通費助成、自動車改造費助成、各種情報提供など様々な支援を行っています。

基本方針

- 障がいの種類、程度に合わせた支援や移動手段の確保、バリアフリー化を進め、社会参加を促進します。
- 地域活動やスポーツ・レクリエーション・文化活動等を通じて、就労以外の場でも積極的に社会参加できるよう、関係団体と連携して、障がい者が気軽に参加できる各種活動の充実に努めます。
- 障がい者が気軽に集えるように公民館など既存施設を活用した活動の場や多様な居場所づくりに努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	社会参加促進事業の推進	障がい者の社会参加を促進するため、意思疎通支援、ヘルプマークの啓発、情報提供など各種取り組みを推進します。	継続	障害援護課
2	居場所づくりと活動の充実	障がい者が気軽に公民館など既存施設を活用した活動の場や多様な居場所づくりと関係団体等と連携した各種活動の充実に努めます。	充実	障害援護課 生涯学習スポーツ課
3	移動手段の確保	コミュニティバス未導入地域についてはニーズにあった地域内輸送手段を検討するほか、異なる交通機関の乗り継ぎの円滑化を図ります。又、障がいの種類、程度に合わせた助成等の支援の情報提供に努めます。	継続	定住推進課 障害援護課
4	ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進	障がい者、高齢者、子ども等すべての人にとって、安全で快適な環境を実現するために、ユニバーサルデザインを考慮した施設、歩行者空間、環境等のバリアフリー化を推進します。	継続	建築住宅課
5	地域生活支援拠点づくり	地域で自立した日常生活と社会生活を営むためのきっかけづくりとなる場所を提供し、効果的な支援を行います。	新規	障害援護課

3 働く

(1) 雇用・就労

① 一般雇用の促進

現状と課題

- 平成 30 年度から法定雇用率が引き上げとなるため、29 年度より雇用率を高めていく必要があります。
- 障がい者雇用は、事業者と就職を希望する障がい者のニーズや適性が合わない雇用のミスマッチや事業者の社内環境整備、障がい者の職場環境への適応などの課題があり、軽度の障がい者を除き雇用が厳しい状況にあります。
- ハローワーク、相談支援事業所以外で障がい者の就労ニーズを把握することが難しい状況です。
- 中津川市障害者雇用促進協議会では、市内の企業、福祉、教育、ハローワークなど各分野が連携し、障がい者の雇用拡大の取り組みを行っています。

基本方針

- 中津川市障害者雇用促進協議会を中心に、社会的・経済的自立を目指している障がい者の就労支援と雇用の場の拡大に努めます。
- 関係機関と連携した企業等への働きかけや相談窓口の充実により、障がい者の雇用促進と職場定着を図ります。
- 市役所における障がい者雇用を促進します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	中津川市障害者雇用促進協議会を中心とした雇用拡大の推進	障害者雇用促進協議会を中心に、事業主、経済団体・障がい者団体等との連携を強化し障がい者の雇用の拡大を図ります	継続	障害援護課 関係団体・機関
2	相談窓口の充実	ハローワークやワーカーサポートセンター、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト t 等と連携し、各種相談に応じられる体制を整備し、障がい者の就労の定着を図ります。	充実	障害援護課 関係機関

	取り組み	内容	方向性	担当課等
3	障がい者雇用助成事業の周知・利用促進	国の各種障がい者雇用に関する助成事業や市の助成事業（障害者雇用促進事業）を周知し、事業所の利用を促進します。	継続	ハローワーク 障害援護課
4	市役所における障がい者雇用の促進	市役所における障がい者雇用の促進と障がい者の働きやすい職場環境づくりに努めます。	継続	人事課

② 福祉的就労の充実

現状と課題

- 一般企業への就労は、軽度の身体・知的障がい者が中心で、特に精神障がい者の就労が難しい中、福祉的就労施設は大きな役割を担っています。
- 障がい者の働く場は増えましたが、障がい者が自立するために福祉的就労から一般就労への移行は、なお難しい状況にあります。
- 福祉的就労施設においては、施設・設備など労働環境の改善や賃金のアップが課題になっています。

基本方針

- 障がい者の福祉的就労の場を確保、支援し、働く環境の改善を図ります。
- 障がい者が自立できるよう、希望する人には一般就労へ繋げられるよう各種団体と連携を図ります。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	障害者就労施設からの物品、サービスの調達推進	「障害者優先調達法」に基づき、毎年「中津川市調達方針」を定め、障害者就労施設への物品・委託業務の調達の拡大、市施設等での販売機会の確保、関係者・事業所への周知を図り、働く環境の改善を図ります。	継続	障害援護課
2	関係機関の連携の強化による一般就労促進	岐阜県障害者職業センターやハローワーク、サテライト t、相談支援事業所等と連携し、福祉的就労から一般就労へ移行できるよう体制を整備します。	継続	障害援護課 関係機関
3	広報・PRの促進	一般企業での就労が難しい障がい者の福祉的就労の場となる作業所等については、授産製品・請負業務についてPRをします。	継続	障害援護課 社会福祉協議会
4	障がい者就労状況の把握・情報提供の推進	県による東濃圏域就労支援ネットワーク会議やハローワークによる中津川市地域生活福祉・就労支援協議会などにより、障がい者就労の状況把握とともに障がい者や福祉的就労施設への情報提供に努めます。	継続	障害援護課

③ 中津川市障害者雇用促進協議会の取り組み

現状と課題

- 平成 19 年度に事業所、障がい者団体、福祉施設、学校、行政等による「中津川市障害者雇用促進協議会」を設置し、その活動を中心に障がい者の雇用拡大を進めてきました。
- 現在は、障がい者雇用セミナーの開催、優良事業所表彰、先進事業所視察研修、「障がい者就労支援施設等製品ガイドブック」の作成・配付等を行っています。

基本方針

- 中津川市障害者雇用促進協議会の活動を中心に、関係者の情報共有と連携を進め、障がい者の就労支援と雇用、特に一般就労の拡大を図ります。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	関係団体の連携強化	事業所・経済団体・障がい者団体等との連携を強化し、障がい者雇用の拡大を図ります。	充実	障害援護課
2	雇用促進セミナーの開催	雇用促進セミナーを開催し、障がい者への理解を深め雇用の拡大を図ります。	充実	障害援護課
3	障がい者雇用事業所表彰の実施	障がい者雇用及び促進につながる取り組みを行っている企業等を表彰するとともに広く紹介します。	継続	障害援護課
4	「障がい者就労支援施設等製品ガイドブック」の作成・配付	「製品ガイドブック」を作成し、市内企業、関係団体に配付し、障がい者就労支援施設等を支援します。	継続	障害援護課

4 生きる

(1) 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

① 差別解消の推進

現状と課題

- 一般に障がい者が社会生活を送る上で、「物理的バリア」、「制度的なバリア」、「文化・情報面のバリア」、「心のバリア」の4つの除去すべき障壁があると言われています。
- 障がい者への偏見や差別は、まだまだ日常生活、社会生活において見受けられます。また、差別の多くはそれと気づかずに行われており、気づいたとしてもそれぞれの立場で容易には解決できない現状にあります。
- 平成26年2月に「障害者権利条約」が発効し、障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）が禁止されています。
- 平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と負担が重過ぎない限り障がいに配慮する「合理的配慮の義務」が定められました。

基本方針

- 「障害者差別解消法」に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の義務」の周知と推進を図ります。
- 関係団体・機関が連携した障がい者差別防止対策を推進します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	「障害者差別解消法」の周知と推進	平成28年4月施行の「障害者差別解消法」により義務づけられた障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と負担が重過ぎない限り障がいに配慮する「合理的配慮の義務」の周知と啓発活動等の取り組みを進めます。	継続	障害援護課
2	障がい者差別防止の啓発、取り組みの推進	障害者総合支援協議会や障害者雇用促進協議会など関係団体・機関が連携して、障がい者差別防止の啓発活動、相談や紛争の防止・解決の取り組みを推進します。	継続	障害援護課 関係団体・機関

② 権利擁護の推進

現状と課題

- 知的障がいや精神障がいのために判断力が十分でない人たちは、経済的、身体的、心理的に不当な扱いを受け、その権利を侵害されてしまう恐れがあります。
- 当事者や家族に事業の事例を示すなど、わかりやすい説明を行うとともに、ニーズ聴取を行う必要があります。

基本方針

- 知的障がいや精神障がいなどで判断力が、十分でない人たちが地域で安心して暮らせるように障がいの権利擁護を進めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	権利擁護の推進	「障がい者に関する相談支援事業」の利用を積極的に呼びかけ、障がい者の権利擁護を進めていきます。	継続	障害援護課
2	成年後見制度の普及	東濃成年後見センターへの支援を継続して行い、成年後見制度の普及と利用しやすい環境をつくれます。	継続	障害援護課
3	「日常生活自立支援事業」のPR	社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」が積極的に活用できるようPRを進めます。	継続	社会福祉協議会

③ 虐待防止の取り組み

現状と課題

- 障がい者の虐待には「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「ネグレクト（意識的な放棄）」、「経済的虐待」があります。障がい者の虐待の多くが他人の目に触れにくい場所で起こるために認知や発見がされにくく、障がい者自身が申し出ることができないケースも珍しくありません。そのため周囲の人たちによる早期発見・早期対応が必要です。
- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、本市では「中津川市障害者虐待防止センター」を障害援護課内に設置して取り組みを進めています。

基本方針

- 障がい者虐待に関する正しい理解と通報等の周知を図る啓発を行います。
- 障がい者虐待を早期に発見し、対応するためのネットワークを整えます。
- 関係機関が連携し、障がい者の自立や養護者の生活支援を行う体制を整えます。
- 必要な福祉サービスの利用促進等により障がい者及び養護者の負担軽減を図ります。
- 東濃成年後見センターと連携して、成年後見制度の利用支援及び関係者への周知を進めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	虐待相談の受付	研修の受講等により職員の対応力を強化します。	継続	障害援護課
2	連携体制の確保	関係機関への協力依頼と協議の実施、障害者総合支援協議会における情報共有を行います。	継続	障害援護課 関係団体・機関
3	虐待への理解と通報義務の周知	市障害者虐待防止センターの活動の充実と周知を推進します。	継続	障害援護課
4	福祉サービス利用促進	相談時、リーフレット、市ホームページ、広報紙などを活用した周知（随時）を行います。	継続	東濃成年後見センター 障害援護課
5	成年後見制度の普及・啓発	相談時、リーフレット、市ホームページ、広報紙などを活用した周知（随時）を行います。	継続	東濃成年後見センター 障害援護課

④ 障がい及び障がい者理解の促進

現状と課題

- 近年、社会の障がいや障がい者への理解は広がっていますが、まだまだ偏見や誤解も多く、一人ひとりの「心のバリア」の解消が求められています。
- 障がい者が地域社会で安心して生活するためには、市民や地域の正しい障がい理解と日常生活などでの積極的なサポートが必要です。
- イベントを通じて市民と市民の交流を目指していますが、さらなる障がい者の参加と交流を進める必要があります。
- 正しい障がい理解のために、関連図書や企画展示をもって情報を発信することが必要です。

基本方針

- 障がいのある人と障がいのない人がお互いに理解する交流の機会を増やし、「心のバリアフリー」を促進します。
- 障がいや障がい者、ノーマライゼーションに関する情報発信を積極的に行い、市民の理解と協力の促進に努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	交流機会の拡大・充実	各種行事や保育園・幼稚園、学校、事業所、地域などにおける障がいのある人と障がいのない人の交流機会の拡大と充実を図ります。	充実	関係団体・機関
2	ホームページ（HP）、広報紙の活用	障がい者に関する行事、障がい者団体の活動、社会福祉施設の紹介、障害者週間等の情報発信を行い市民の理解と協力の促進に努めます。	継続	障害援護課
3	障がい者に関するマークの普及	「身体障がい者マーク」、「耳マーク」、「ハート・プラスマーク」、「ほじょ犬マーク」「ヘルプマーク」など障がい者に関するマークの普及に努めます。	継続	障害援護課
4	図書館を活用した障がい者理解の促進	図書館におけるイベント、企画展示、関係図書等の充実により、障がい者理解を促進します。	継続	図書館 障害援護課

II 「障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる」環境づくりを進めます

5 暮らす

(1) 障がい福祉サービス・地域生活支援

① 居住系サービス

現状と課題

- 本市の人口構成と同じく障がい者や介護者の高齢化が進み、「親亡き後」「介護者亡き後」が大きな課題となっています。
- 入所施設やグループホームのような、障がい者が支援を受けながら安心して生活できる場所を望む声が非常に多くあります。
- 障がい者の地域移行が進む中で受入れ可能なグループホームが現在市内には不足しており整備が求められていますが、グループホームの新設や経営に当たっては資金面、人材確保など課題が多く、整備が進んでいません。

基本方針

- 障がいのある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、グループホームの整備を促進します。
- 入所施設は必要とする人が多く、セーフティネットとしても重要な役割を持つため、今後も安定したサービスが提供できるよう支援します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	グループホーム整備の推進	社会福祉法人等と連携してグループホームを確保していくため、関係者へ補助金制度等の情報提供、家族会や事業所との相談・助言、研修会の提供、地域の障がい者理解の促進などに積極的に取り組みます。実施目標として、32年度末までにグループホーム2か所の整備を目指します。	継続	障害援護課
2	居住系サービスの安定した提供	入所施設の事業所と協力して、施設の入所者や地域の障がい者が安心して生活できる居住系サービス（共同生活援助等）の確保に努めます。	継続	障害援護課

② 訪問系・通所系・短期入所サービス

現状と課題

- 介護者の高齢化が進み家族による介護が難しくなるサービス利用者などの増加により、在宅で安心して生活するためホームヘルパーなどの訪問系サービスのニーズが高まっています。
- 生活介護と短期入所の利用ニーズが高く、提供体制の整備が求められています。
- 家族の介護負担が大きい、重い障がいを持つ方が利用可能な短期入所事業所が圏域に少なく、県外の事業所を利用せざるを得ない現状があり、提供体制の整備が求められています。

基本方針

- 介護者の高齢化が進み在宅障がい者の支援は今後も重要性を増していきます。利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、提供体制の整備と質の向上を進めます。
- 障がい者が地域社会において、安定した生活が送れるよう必要な支援を行います。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	障がい福祉サービス提供体制の整備	市内外のサービス事業所等への情報提供、相談・助言、研修会の提供、利用ニーズの把握などに取り組んでいきます。	継続	障害援護課

③ 障がい児福祉サービスの充実

現状と課題

- 重症心身障がい児対応の放課後等ディサービス事業等の要望があります。
- 自宅から事業所が遠い恵北地域の利用者から、近くに放課後等ディサービス事業所等の建設要望があります。
- 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等ディサービス事業）の利用ニーズが高まっており、提供体制の整備が求められています。
- サービス利用時に「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」等の意見が多くあります。

基本方針

- 児童発達支援や放課後等ディサービスなど障がいの状況に応じたサービスの提供が出来るよう努めます。
- 放課後等ディサービスの場を確保し、支援が必要な児童の受入れに努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	サービス事業所整備の推進	事業所確保のため、関係者へ補助金制度等の情報提供等に取り組んでいきます。	新規	障害援護課
2	重症心身障がい児への理解	重症心身障がい児がサービスを利用出来るよう関係事業所と連携し適切な提供に取り組みます。	新規	障害援護課
3	相談支援体制の充実	相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい児の相談支援体制の充実を図ります。	新規	障害援護課

④ 補装具・日常生活用具の給付

現状と課題

- 給付品目の拡大や助成金額の増額等を求める意見が多くあります。

基本方針

- 障がい児者の自立更生を支援するために、障がいの程度や種別に合った補装具、日常生活用具の活用を促進します。
- 補装具や日常生活用具の給付事業についての周知に努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	障がい福祉制度の周知	障害者手帳を取得された方が、それぞれの障がい状況に合わせて利用できる制度を案内し、ホームページ等を通じて障害福祉制度の周知に取り組みます。	継続	障害援護課

⑤ 地域生活支援事業（日中一時支援等）

現状と課題

- 地域生活支援事業は、障がい児者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。この事業には多くのサービスが含まれます。
- 在宅の障がい者と介護者を支援する事業の需要が大きく、利用者が増加しています。
- 本市ではこれらの事業の利用者負担（1割）を助成しています。

基本方針

- 地域で暮らす障がい児者やその家族の支援は今後も重要性を増しており、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、提供体制の整備と質の向上を進めます。
- 障がい児者とその家族等が地域社会において安定した生活が送れるよう必要な支援を行います。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	地域生活支援サービス提供体制の整備	市内外のサービス事業所と連携してサービスの質の向上と提供体制の整備等に取り組みます。	継続	障害援護課

⑥ 難病等に対する福祉サービス

現状と課題

- 障害者総合支援法で、障がい者の範囲に難病等の患者が追加され、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。
- 難病を抱える方は病気によって、身体・生活状況等がそれぞれ異なる問題があるため、状況を理解した上で、医療や福祉機関の連携を根底においた在宅生活支援が必要です。

基本方針

- 障がい福祉サービス及び介護保険サービスの利用促進を図ります。
- 難病に対する社会的関心を深めてもらう啓発活動を強化します。
- 県と市の保健・医療・福祉の連携強化を図ります。
- 子どもの障がいや発達の遅れを早期に発見し、適切な支援を行うため、保護者や関係機関との連携を図ります。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	障がい福祉サービスの利用・促進	難病患者やその家族の不安についての相談に対応し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを実施します。	継続	障害援護課
2	難病等に対する啓発活動の推進	保健所が実施する「難病セミナー」や、難病団体連絡協議会が実施する「難病相談会」等の広報活動や諸事業の協力をします。難病患者支援連携ブック等を利用し、必要な情報を適切に提供します。	継続	健康医療課 障害援護課

⑦ 介助・介護者に対する支援

現状と課題

- 障がい児者を介助するために仕事をやめなければならない、病気で入院しなければいけないのに入院できないなどの問題を抱える介助者が多くいます。
また、重度心身障がい児者の介護は負担が重く、一時的な休息（レスパイト）や外出などができるよう支援が必要です。

基本方針

- 介助・介護者の負担軽減のために障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 悩みを持った障がい者の相談窓口についての周知に取り組みます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	障がい福祉サービス提供体制の充実	市内の社会福祉法人等と連携して日中一時支援事業や短期入所サービスの充実に取り組みます。	充実	障害援護課
2	相談支援事業所等の相談窓口の周知	担当窓口、ホームページ、交付媒体を活用して相談窓口の周知と相談しやすい窓口づくりに取り組みます。	継続	障害援護課
3	障がい児を支える家族の就労支援	障がい児を支える家族が放課後等ディサービスを利用しながら継続的に安心して就労できるよう、関係機関が連携して企業とのマッチングなどのサポートを実施します。	新規	障害援護課

⑧ 各種助成制度

現状と課題

- 地域で生活するための支援として「経済的な負担の軽減」、重点的に取り組んでほしいこととして「年金や手当などの所得補償の充実」をあげた人が最も多く、経済的支援が求められています。
- 障害年金の受給、医療費の助成、交通費の助成等の制度について、支援を求める意見が多くあります。

基本方針

- 障がいの種類や程度により、医療費の助成や交通費の助成等の各種助成を実施します。
- 障害年金や運賃の割引（鉄道・路線バス・タクシー）、税の減免等の各助成制度の周知に努め、利用の促進を図り、障がい者の経済的な負担軽減を図ります。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	広報・PRの促進	鉄道・路線バス等の各事業者が実施する割引制度の他、身体障害者自動車改造費助成、福祉タクシー利用乗車券交付制度など移動手段に関する助成制度等を、広報やホームページ等を通じて周知します。	継続	障害援護課
2	各種制度利用の促進	障害年金や自動車税の各助成制度の周知により利用促進を図ります。	継続	障害援護課
3	中津川市単独助成事業の実施	障がい者の交通費助成や障がい福祉サービスの利用者負担助成を継続し、利用者の負担軽減を図ります。	継続	障害援護課

(2) 相談・情報提供

① 相談支援体制の充実

現状と課題

- 地域生活支援センター「結」に委託し、障がい者の相談支援を行っています。
- 本市では身体障害者相談員 20 人と知的障害者相談員 4 人を委嘱し、障がい者が身近な地域で相談できる場の確保に取り組んでいます。
- 悩みや困りごとの相談相手については、「家族や親せき」の割合が高く、「行政機関の窓口」や「相談支援事業所の窓口」などの割合は低くなっています。地域への移行を踏まえ、障がいの特性に応じる福祉ニーズへの継続的な対応が必要です。
- 計画相談を行う相談支援専門員が不足しており、1 人当りの相談数の増により、十分な計画が出来ない状況があります。

基本方針

- 障がいのある人や家族、介助者などが抱える様々な問題の総合的な相談体制を充実します。
- 身体障害者相談員、知的障害者相談員のスキルアップに努め、身近な地域での相談支援を進めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	相談支援の充実	障がい者やその家族が身近なところでいつでも相談できる体制の整備を進め、ライフステージに応じた生活支援、相談支援、地域交流を行います。	継続	障害援護課
2	相談機関などの連携	身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員等と連携を密にして、障がい者に対し適切な情報を提供します。	継続	障害援護課
3	相談事業所の周知	障がい者からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。	継続	障害援護課
4	障害者相談員の活動の充実	研修、情報提供等により障害者相談員のスキルアップに努め、身近な地域での相談支援を進めます。また関係団体と連携した相談員確保を図ります。	継続	障害援護課
5	計画相談を行う相談支援事業所の確保	計画相談を行う相談支援専門員が不足しており、1 人当りの相談数が増加し細かい対応が出来ない状況を解消するため、各事業所に働きかけて相談支援事業所の確保に取り組めます。	新規	障害援護課

② 多様な手段による情報提供

現状と課題

- 障がい者を取り巻く社会環境は、近年大きく変化しており、適切な情報提供を受けながら、日常生活や社会参加について障がい者自ら選択・決定することが重要になっています。
- 視覚障がい者、聴覚障がい者に対して、情報提供時にさまざまな配慮が必要であり、その手段を検討する必要があります。

基本方針

- 障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が取得しやすくわかりやすい情報提供を行います。
- 情報収集を積極的に行い、障がい者への多様な手段による情報提供と内容の充実に努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	障がいの特性に配慮した情報提供の充実	手話通訳者の養成に努め、手話通訳者派遣制度を推進します。市広報紙や各種情報の音訳、点訳等、情報伝達手段を充実します。	充実	障害援護課
2	多様な情報媒体の活用	ホームページ、市広報、窓口、イベント等の情報提供手段を活用するとともに、障がい者用情報機器の普及に努めます。	継続	障害援護課
3	相談機関などの連携	身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員等との連携により、障がいのある方に適切な情報やサービスを提供します。	継続	障害援護課
4	市の出前講座や意見交換会による情報提供の促進	障がいのある人やその家族、関係者への出前講座や意見交換の機会を設け、情報の提供・共有と相互理解を促進します。	継続	障害援護課

(3) 保健・医療

① 健康づくりの推進

現状と課題

- 新規人工透析導入患者（じん臓機能障がい）の原因疾患をみると、平成 26 年以降糖尿病によるものの割合が増加しています。
- 高齢化や生活習慣病の変化により、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加し、病気の治療や介護にかかる社会的負担が増大しています。そのため、平成 24 年「健康なかつがわ 21（第 2 次）」を策定し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、健康増進の取り組みを推進しています。
- 平成 27 年の中津川市の死亡原因は 1 位悪性新生物、2 位老衰、3 位心疾患、4 位脳血管疾患となっています。また、介護保険第 2 号被保険者における要介護認定者の基礎疾患は、脳血管疾患（33%）となっています。

基本方針

- 生活習慣病の発症予防、重症化予防の推進に努めます。
- ライフステージごとの健康に関する生活習慣の改善に取り組みます。
- 「8万人のヘルスアップ事業」など健康づくりを推進します。
- 健康づくりに取り組む関係機関・団体との連携に努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	受診率の向上	特定健診やがん検診の普及啓発、受けやすい健診体制整備を図り、受診率の向上に努めます。	継続	健康医療課
2	保健指導の強化	健診結果に基づき個人の体の状態に合わせた生活習慣改善を提案するなど、保健指導を強化します。	継続	健康医療課
3	生活習慣の改善	各種保健事業の場で、ライフステージごとの健康に関する生活習慣の改善に取り組みます。	継続	健康医療課
4	生涯を通じた健康づくりの推進	「8万人のヘルスアップ事業」など地域や学校、企業、行政などが一体となり生涯を通じた健康づくりを推進します。	継続	健康医療課

② 医療体制の充実

現状と課題

- 市内の障がい者数は年々増加しており、高齢化の進展に伴い複数の疾患を併せ持つ障がい者が増えています。地域生活を支えていくためには、障がい福祉サービスとともに必要な医療サービスが受けられる医療体制の確保が重要です。
- 市内に小児精神科の専門医がなく、遠隔地の病院を受診せざるを得ないため、必要な時期に診断を受けられない現状があります。
- 障がい者の多くが自身の健康や体力に不安を抱いており、医療的ケアを必要としています。
- 在宅での療養・介護の需要増加が見込まれるため、支援・サービス提供体制の充実が必要です。
- 複雑化する発達障がいの相談に対応するため、関係機関との連携と相談体制の維持が必要です。

基本方針

- 「中津川市地域保健医療計画」を踏まえ、保健・医療・福祉・介護の連携サービスを推進し、自宅で安定的に在宅サービスが提供できる体制の充実を図ります。
- 中津川市民病院等公立病院の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等と連携して、発達障がい児者の支援をします。
- 県が早期診断の拠点医療機関として開設する、東濃圏域の発達障がい専門外来（大湫病院）と連携して、発達障がいの早期発見に努めます。
- 発達障がいについての相談窓口である子育て政策室を中心に、乳幼児期から学童期までのライフステージに合わせた支援を行います。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	地域医療にかかる福祉サービスの利用促進	健康や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促します。自立支援医療など、各種医療費助成制度についての情報提供を行い、適切な医療が受けられるよう支援します。	継続	健康医療課 障害援護課 子育て政策室
2	保健・医療・福祉・介護の連携推進	「第二次中津川市地域保健医療計画（平成27～32年度）」に基づき、保健・医療・福祉・介護の連携した取り組みを推進します。	継続	健康医療課 関係団体・機関

③ 重症心身障がい児者の医療型短期入所の確保・充実

現状と課題

- 医療的ケアの必要な在宅の重症心身障がい児者の介護は、24 時間保護者に頼り切りになっていることが多く負担が大きいため、保護者が疲弊している状況にあります。また、保護者が介護できない場合に利用する短期入所事業所が東濃地域には少なく、愛知県など遠方に行かなければならないため、医療型短期入所事業所の確保は本市にとって喫緊の課題になっています。
- 市民病院における重度心身障がい専門スタッフの確保等受け入れ体制の整備が必要です。

基本方針

- 医療的なケアが必要な在宅の重症心身障がい児が短期的に入所する医療機関を早期に確保し、介護者が一時的休息（レスパイト）できるように支援します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	定期意見交換会の開催	家族会、病院、市、関係機関による定期的な意見交換会を開催し、連携・協力して受入れ体制づくりを進めます。	継続	障害援護課
2	重症心身障がい児者理解の促進	重症心身障がい児者に対する理解や短期入所事業所の必要性を広報や各種機会を通して周知します。	継続	障害援護課
3	障がい児者を支える医療スタッフの確保・育成	早期に短期入所の受入れが可能になるよう、医療スタッフの確保、育成等に努めます。	継続	総務人事課

(4) 生活環境

① 交通・移動手段の確保と支援

現状と課題

- 安心できるまち、安全で便利な暮らしができるまちづくりに、交通が果たす役割は大きく、マイカーがなくても目的地に移動できるよう、福祉輸送と公共交通とがそれぞれの役割の中で移動手段を確保することが必要です。
- 障がい者の多くは車の運転が出来ないので車の確保が必要です。

基本方針

- 交通弱者の移動手段は障がいの種類、程度に合わせて福祉輸送と公共交通がそれぞれの役割の中で移動手段を確保することが不可欠であり、他の移動手段との連携も図り利便性の高い交通体系を目指します。
- 障がいのある方が気軽に外出できるように各種支援を行います。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	重度心身障がい者福祉タクシー助成	重度心身障がい者を対象に、タクシー初乗り運賃等を助成するチケットを交付します。	継続	障害援護課
2	障がい者自動車改造費助成	身体・知的障がい者が自動車の運転のために操向・駆動装置等の一部を改造する必要がある場合、その改造費用を助成します。	継続	障害援護課
3	障がい者自動車運転免許取得費助成	身体・知的障がい者が通勤や通所のため、自動車運転免許を取得する際に、その費用を助成します。	継続	障害援護課
4	重度身体障がい者介助用自動車購入・改造費助成	車椅子等を使用している重度の身体障がい者がいる世帯で、介助用自動車を購入・改造する際に、費用を助成します。	継続	障害援護課
5	在宅知的障がい者交通費助成	在宅で通勤や通所する知的障がい者と付添人を対象に、鉄道・バスの交通費等を助成します（半額）。	継続	障害援護課

	取り組み	内容	方向性	担当課等
6	在宅精神障がい者交通費助成	精神障がい者が作業所等へ通所する際の鉄道・バスの交通費等を助成します（半額）。	継続	障害援護課
7	その他障がい者割引制度	有料道路障がい者割引、鉄道運賃割引、路線バス運賃割引、タクシー運賃割引など。 ※それぞれ利用条件が異なります。	継続	関係機関等
8	家庭において、移送が困難な方への支援	介護認定を受けた方、又は身体障害者手帳1～3級をお持ちで、福祉車両を利用しなければ移送が困難な方を対象に自宅から病院までの間の移送サービスを行います。	継続	高齢支援課
9	地域内輸送手段の強化	地域の実情に合わせ、必要に応じて路線・時刻の改編を行い、利便性の向上を図ります。	継続	定住推進課
10	異なる交通機関の乗り継ぎの円滑化	市民の移動確保を目的として、異なる交通機関の乗り継ぎの円滑化を図ります。	継続	定住推進課

② 障がい者の意思疎通支援

現状と課題

- 市では障がい者の社会参加にあたって、視覚障がい者ガイドヘルパー、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。
- 障がい者が日常生活において十分な意思疎通、情報収集ができない場合があり、情報保障の手段を検討する必要があります。

基本方針

- 視覚障がい者や聴覚障がい者がさまざまな場所で適切な情報が得られるよう、点字案内板の整備、音声図書の実施、点字図書給付事業の実施、音訳による広報紙の配布、手話奉仕員・要約筆記奉仕員、防災情報ネットワークの活用など、障がい者の情報保障に努めます。
- ガイドヘルパー派遣事業や同行援護（障がい福祉サービス）等の制度による視覚障がい者の外出支援や、制度の周知を誰もが簡単に情報にアクセスできるよう情報発信に努めます。
- 音声によらない情報媒体の発信手段（防災メール、FAX等）を聴覚障がい者が利用できるよう周知に努めます。
- 意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記通訳）を実施するとともに、通訳者の養成に取り組みます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	養成講座の実施	障がい者福祉に関わる各種ボランティアの養成講座を実施します。	継続	障害援護課
2	広報活動	ホームページや広報の特集等を利用し、障害福祉制度の周知に努めます。	継続	障害援護課
3	メール配信の拡大	緊急情報のメール配信についてPRに努め、登録者の増加を図ります。	継続	障害援護課
4	タブレットの活用	聴覚障がい者コミュニケーションシステム機器を窓口及び他の機会でも活用しサービス向上に努めます。	新規	障害援護課

③ 住宅の整備

現状と課題

- 障がい者やその家族の多くは、高齢の介護者の負担軽減や、自身に合った生活を送るため、住宅の整備が必要ですが、多額の費用がかかるため、十分な住宅改修ができないでいます。
- 障がい者向けの市営住宅の確保、活用が求められています。

基本方針

- 障がい者やその家族の住宅相談に対してきめ細やかな対応と、居住の安定及び安全で快適な住環境の整備に努めます。
- バリアフリー化をする住宅で、耐震化が必要な住宅については、併せて耐震改修を行うよう積極的にアドバイスします。
- 市営住宅の改修を行う際には可能な限りバリアフリー化を図るよう取り組みます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	住宅リフォーム補助事業	耐震工事に併せて住宅リフォーム工事を行う場合必要な経費の額（上限あり）を補助します。	継続	建築住宅課
2	障がいの程度により必要な住戸改善の実施（市営住宅）	出入口の段差解消（スロープの設置）、手すりの設置など実施します。	継続	建築住宅課
3	住宅バリアフリー改修費助成	日常生活給付事業により、住宅の手すりの設置や段差解消などバリアフリー化の費用を助成します。（助成条件あり）	継続	障害援護課

④ 親亡き後の住まいの確保

現状と課題

- 現在、市内においては障がい者のグループホームが少なく、障がいのある子どもを持つ多くの親は将来に不安を感じています。
- 障がい者団体等からグループホーム建設の要望が多く、「親亡き後」「介助者亡き後」の住まいの確保が重要な課題となっています。
- いくつかの団体ではグループホームの建設を検討していますが、建設資金、運営ノウハウ、人材の確保、地域の理解などの課題があり、なかなか進んでいない状況にあります。
- グループホームの待機者は、在宅でヘルパー（居宅介護）や通所系サービス（生活介護、就労継続支援等）、短期入所を利用しています。

基本方針

- 社会福祉法人等と連携してグループホーム等で安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	社会福祉法人等と連携した住まいの確保の促進	親亡き後でも安心して障がい者が地域生活を継続していけるよう社会福祉法人等と連携してグループホームの確保に努めます。	継続	障害援護課
2	事業所、家族会等への住まいの確保支援	関係者への理解促進のため情報提供、相談対応の体制づくり等安心して暮らせる住まいの確保に努めます。	継続	障害援護課
3	施設整備助成制度の周知・活用	グループホーム整備にあたり、国、県、市（福祉施設等補助金）の助成制度の周知と活用を進めます。	継続	障害援護課

⑤ 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)の施行により、従来の建物と公共交通機関に加え、道路や屋外駐車場、都市公園など生活関連施設全体のバリアフリー化を進めることになりました。
- 障がい者は構造上段差が生じやすい場所、大きな移動を伴う場所が不便と感じています。
- 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを図るための方策が求められています。

基本方針

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づき、障がい者の移動及び施設利用上の利便性、安全性の向上を促進します。
- 公共施設等は、「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めます。
- 施設・設備を誰もが利用しやすくするためユニバーサルデザインの推進に努めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	バリアフリー、ユニバーサルデザインの相談受付・アドバイス	社会福祉施設等が建設される場合、施設の設置予定者から建築に関する相談を受け、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する助言を行います。	継続	建築住宅課
2	市内障がい者利用施設マップの作成・配布	バリアフリー等障がい者に配慮した市内公共施設等のマップを作成し周知します。	継続	障害援護課 関係団体

(5) 安全・安心

① 災害・緊急時対策の推進

現状と課題

- 東日本大震災においては、被災者全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が6割、障がい者の死亡率は被災住民の死亡率の約2倍となり、災害時における「要配慮者」に対する避難支援体制の整備が必要となっています。これを踏まえて、災害時における「要配慮者」に対する避難支援体制の整備を進めるため、「避難行動要支援者名簿」の作成を推進しています。
- 東日本大震災においては、多くの高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族が被災されましたが、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係から自宅での生活を余儀なくされることも少なくありませんでした。これを踏まえ、避難所ごとの「避難所開設・運営マニュアル」の作成を進め、避難所内での障がい者等への配慮（要配慮者用スペースの確保・食物アレルギーなどへの配慮等）についての認識の共有化を図り、避難所での良好な生活環境を確保していきます。
- 現在、災害時の福祉避難所として13の法人と協定を締結しています。
- 災害時における障がい者への支援は、障がいによって異なり、障がい種別ごとに必要な支援体制を構築する必要があります。

基本方針

- 「避難行動要支援者名簿」の整備を進め、災害時における要配慮者の支援体制の確立を図り、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、地域の共助力の向上を図ります。
- 災害時における避難所内での要配慮者への配慮（避難所内でのスペースの確保・支援者（福祉・保健・医療等）の把握等）が出来るように、各避難所の「避難所開設・運営マニュアル」の整備を進めます。
- 地域間のバランスを考え、多くの施設を福祉避難所として指定していきます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	「避難行動要支援者名簿」の整備	「避難行動要支援者名簿」の整備を進め、要配慮者の避難支援体制の整備を図ります。	継続	防災安全課
2	支援体制の強化	各避難所ごとの「避難所開設・運営マニュアル」の整備を促進し、災害時の避難所内での要配慮者への支援体制を図ります。	充実	防災安全課
3	防災訓練の参加	要配慮者や障がい者団体等が防災訓練へ参加しやすい体制を整備していきます。	継続	防災安全課 障害援護課
4	各種支援制度の周知と充実	現在行われている「聴覚障がい者等」の消防署登録、障がい等がある独居高齢者への「独居老人等緊急通報システム事業」、「命のバトン」等活動の実施。また、障がいのある方が周囲に支援を求める「ヘルプカード」の周知を行います。	継続	高齢支援課 消防署 障害援護課
5	地域の見守りネットワーク等による支援	地域、消防団、民生委員児童委員、防災ボランティア関係団体等のネットワークを活用した支援を進めます。	充実	関係団体 高齢支援課 障害援護課 社会福祉協議会

② 防犯対策の推進

現状と課題

- 市内の犯罪などの状況は、中津川市安全安心まちづくり条例制定後、地域安全ボランティアによる安全パトロール実施等により刑法犯の総数は大幅に減少し、少年非行についても、少子化等の影響から検挙補導件数は減少しています。
しかしながら、住民に身近な犯罪である窃盗犯は依然として高い水準で発生しており、予断を許さない状況下にあります。
- 振り込め詐欺や儲け話詐欺等の被害が全国的にみられ、本市においても発生しています。そのため、障がい者の生活の安全を確保していく必要があります。

基本方針

- 障がい者が自らの生活の安全を確保していく上で、必要とされる知識の普及や啓発に努めるとともに、各種の犯罪被害から守っていくために、行政、地域などの連携を図り、安全安心まちづくりモデル都市を推進する中で、実効ある取り組みを実施します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	安全パトロールの実施	地域安全ボランティア団体によるパトロールや青色回転灯パトロールを毎月実施します。	継続	防災安全課
2	防犯灯の設置	防犯灯の設置に対し補助金を交付します。(新設のみ)	継続	防災安全課
3	知識の普及や啓発	行政と警察の連携による消費生活講座・相談を実施します。	継続	消費生活相談室
4	情報発信の実施	「広報なかつがわ」、市ホームページ、情報ネットワークを活用した安全情報配信を実施します。	継続	防災安全課

(6) 地域福祉

① 地域の見守り、支え合い活動の推進

現状と課題

- 障がい者、高齢者の方が安心して生活するためには、日頃の地域の見守りや支援が必要になります。現在、民生委員児童委員や障害者相談員によるサポートのほか、市と関係団体が連携して災害時要支援者登録、手話の必要な聴覚障がい者等の消防署登録、各地区では支え合いマップづくりなどを行っています。
- 地域で支援を必要とする人がサービスを知らない、あるいは誰に相談してよいかわからないなど、その人に必要なサービスにつなげていないことが見られます。
- 障がい福祉サービス事業所と地区社協が連携をしながら地域での見守り活動の充実を図ります。
- 相談員の数不足しているため、増員する必要があります。
- 研修後のフォローアップやボランティアグループの設立のための支援を行う必要があります。
- 点字カレンダーを通じて視覚障がい者の存在や点字の必要性などを周知する必要があります。

基本方針

- 地域、民生委員児童委員、障害者相談員、ボランティア等との情報共有、協働を促進し、障がい者等の見守りと支え合いを推進します。
- 中津川市社会福祉協議会と連携し、一般市民に対し障がいに関する理解を深めるための講座開催や障がい者の生活支援を行うボランティアの育成などを行います。
- 外見からわからない障がい者が困ったときに周囲に支援を求められる取り組みを進めます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	地域福祉活動の支援	地域福祉活動をすすめる社会福祉協議会や民生委員児童委員活動を支援します。	継続	高齢支援課
2	災害時避難行動要支援者名簿作成・支援	災害時に、自力で避難することが困難な障がい者等の要支援者名簿の作成と地域における支援体制づくりを進めます。	充実	防災安全課 障害援護課
3	障がい者居宅介護事業による支援	サービス利用者の社会参加等の支援を行うことで、日常的な見守りや生活支援を行います。	継続	社会福祉協議会 障害援護課
4	障がい者相談支援事業による支援	障害者相談員や相談支援事業所により、障がい者やその家族の日常生活・社会生活などに関する相談援助・情報提供・福祉サービス等利用支援を行います。	継続	社会福祉協議会 障害援護課
5	障がい者サポートボランティア養成事業による支援	障がい者への理解を深め、障がいのある方を支援するボランティア育成のための研修会を開催します。	充実	社会福祉協議会
6	点字カレンダー贈呈事業による支援	市内の視覚障がい者へ点字カレンダーを贈呈し、日常生活を支援します。	継続	社会福祉協議会
7	ヘルプカード、ヘルプマーク等の普及啓発	外見上わからない障がいのある方が、困った時に周囲に支援を求める「ヘルプカード」、「ヘルプマーク」を平成 29 年度岐阜県が導入、普及啓発に努めます。	継続	障害援護課

② 交流機会の充実

現状と課題

- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。
- 講習会を開催しても、新たにボランティア活動を継続する人がなかなか増えません。
- 家族交流会を充実させ、地域の障がい者福祉ニーズを発見する必要があります。
- 「わいわいサロン」の活動を支援するボランティア養成や積極的な地域資源の活用を行います。

基本方針

- 障がい者が地域でいきいき暮らしていくため、社会参加等各種の交流の機会を確保・充実します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	視覚障がい者外出サポート講習事業	視覚障がい者外出サポートボランティア登録者のスキルアップと、新たな登録ボランティアの育成とグループづくりを目的とした講習会を行います。	充実	社会福祉協議会
2	障がい者社会参加支援事業	サロンや社協作業所交流会等の事業実施と就労継続支援事業所利用者の家族の会、支援団体などとの協議やニーズの把握を行います。	継続	社会福祉協議会
3	精神障がい者交流事業	月1回精神障がい者の社会参加と仲間づくりを目的に、「わいわいサロン」を開催します。	継続	社会福祉協議会
4	心のふれあい広場	月2回のレクレーション活動を通し、精神障がいを持つ方の自立と社会復帰を支援します。	継続	障害援護課

6 支える

(1) 人材の育成・確保・支援

① 障がい福祉を担う専門的人材

現状と課題

- 障がい者への支援については、法改正に伴う対応が必要となる中、専門的な知識や技術の習得及びレベルアップが関係職員に求められています。
- 障害福祉施設の運営にあたって、専門的人材の不足が課題の一つとしてあげられています。

基本方針

- 個人の障がい状況に応じた相談支援や指導が行える人材、障がい福祉の専門的知識や技術をもつ人材の発掘や養成について、関係機関と連携して取り組みます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	専門機関との連携強化	医療、保健、福祉、教育などの専門機関や関係団体との連携を強化し、福祉講座や研修会等の知識や技術の習得を図ります。	継続	障害援護課 社会福祉協議会
2	人材の育成・確保	関係事業所・団体・機関等と連携して人材育成・確保のための研修を行います。	充実	障害援護課 社会福祉協議会

② ボランティア・ボランティア団体

現状と課題

- 市内においては、手話サークル「かやの実会」、点字サークル「ともしび会」、音訳ボランティア「さざなみ会」などのボランティア団体が長年、障がい者の社会参加や日常生活の支援をしています。
- ボランティア活動の担い手の高齢化や人材不足に伴い、新たな担い手の養成が必要です。
- 養成講座の種類や回数を増やすとともに旧恵北地域から参加者を増やします。

基本方針

- 障がい者の社会生活や日常生活をサポートするボランティア団体等の育成に取り組みます。
- 障がい者とボランティア団体、団体同士を積極的につなぎ、活動を支援します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	養成講座等の開催	障がい者支援の各種養成講座、体験講座、交流会等を開催します。	継続	障害援護課 社会福祉協議会
2	ボランティア活動の推進	ボランティア団体の活動について、市民へ広報し、その活動を支援します。	継続	障害援護課 社会福祉協議会
3	障がい者サポートボランティア養成事業	ボランティアの育成を図る目的で研修、講習会へ助成します。	充実	社会福祉協議会

③ 障がい者団体・家族会

現状と課題

- 市内の障がい者団体や支援団体、家族会の中には、会員の高齢化や減少により活動の継続が難しくなっているところがあります。一方でニーズの多様化により活動目的を限定した小さなグループが増えています。
- 年齢や障がい程度により適切な支援の方法は異なりますが、相談できる窓口がないといった意見が聞かれます。
- 各団体は障がい者を支援し、障がいに対する市民の理解を深めてもらうための活動をしています。情報発信や団体運営の面で単独では限界があり、支援が必要になっています。

基本方針

- 障がい者団体・家族会の諸活動に関して必要な支援に努めます。
- 障がい者を取り巻く諸問題の解決に向け、障がい者やその家族の悩みを聞く場を設け、意見を反映させた行政運営に努めます。
- 団体同士の交流機会を設けます。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	広報PR活動	諸行事の後援や、広報・ホームページ等を利用した活動のPR等を通して、活動の支援を行います。	継続	障害援護課
2	連携強化の促進	障がい者団体、家族会、相談員、医療関係者、関係機関等の情報共有に努め、連携強化を促進します。	継続	障害援護課
3	交流会の促進	障がい者に関する団体同士の交流を促進します。	継続	各団体等 障害援護課

(2) 連携・協働の促進

① 中津川市障害者総合支援協議会の取り組み

現状と課題

- 社会情勢の変化により障がい児者を取り巻く環境は大きく変わっています。障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには地域全体で支援していくことが必要であり、把握した課題やニーズを検討し改善、解決していくための協議・協働の場が必要とされ平成 26 年 8 月、障がい者に関係する各分野の委員 18 人からなる「中津川市障害者総合支援協議会」を設置するとともに、地域課題の調査・検討を行う専門部会（生活支援部会）や困難事例の相談を検討する個別支援会議を設置しました。
- 障害者総合支援協議会の取り組みについて、部会のあり方について整理する必要があります。

基本方針

- 本市の障がい児者に関する課題やニーズを共有し、関係者の連携により地域の実情に応じた障がい児者支援を総合的に進めます。
- 生活支援部会や個別支援会議を開催し、地域課題への方針検討や困難事例への支援を行います。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	障害者総合支援協議会の活動の推進	各分野が連携した協議会活動により、地域の実情に応じた障がい児者支援を総合的に進めます。	継続	障害援護課
2	生活支援部会・個別支援会議の開催の実施	地域課題の調査・検討を行う生活支援部会について、適宜開催します。困難事例の相談を検討する個別支援会議について、事例ごとにすみやかに開催します。	新規	障害援護課

② 事業所・団体・関係機関等の連携・協働の促進

現状と課題

- 障がい者やその介助者の抱える問題は医療、福祉、就労、経済的な困窮など非常に多岐に渡るため、単一の機関でその解決に当たる事は困難な場合が多く、事業所、団体、医療機関の連携や協働が重要になります。
- 関係機関の連携の場として、平成 26 年度に中津川市障害者総合支援協議会を立ち上げました。この中で障がい者が直面している課題への支援手段について話し合うとともに、日頃からの連携を深めています。

基本方針

- 関係機関の情報交換や交流、協働を促進し、障がい者支援を充実します。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	各関係機関との連携・協働の促進	事業所、団体、関係機関等の連携と協働を促進し、障がい者への支援を充実します。	継続	障害援護課

(3) 広報・啓発活動の推進

① 広報・啓発活動の推進

現状と課題

- 障がいや障がい者に対する理解は以前に比べ進んできましたが、障がい者が地域で安心して暮らせるためにはまだまだ不十分な状況にあります。
- 様々な広報・啓発手段の研究が必要です。

基本方針

- 中津川市の障がい者に係る各種協議会等と連携をとり、広報・啓発活動を通じて障がい者についての理解を深め、市民の障がい者理解の促進を図ります。

具体的な取り組み

	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	広報紙等を活用した啓発活動の推進	市の広報紙、ホームページ、及び社会福祉協議会発行の社協だよりなどの情報提供手段を通して、障がいや障がい者に対する市民の理解・意識の啓発に努めます。	継続	障害援護課 社会福祉協議会
2	各種イベントでの啓発	障がい者団体や市のイベントにおいて障がい者理解の促進を図ります。	継続	障害援護課
3	「障害者週間」等の周知	「障害者週間」（毎年12月3日～12月9日）や「耳の日」（毎年3月3日）などを周知し、障がいや障がいのある人への関心と理解を深めます。	継続	障害援護課



障がい福祉サービスの目標設定と提供の確保

1 国の基本指針

平成 30 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本方針」という。）に即して総合的な「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な事項は以下のとおりです。

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障がい児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 相談支援体制の構築
- 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 発達障がい者等に対する支援
- 協議会の設置等

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 地域支援体制の構築
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容の推進
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 障がい児相談支援の提供体制の確保

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

国の基本方針及び本市における過去の実績を踏まえ、平成32年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	実績 平成 28 年度	目標 平成 32 年度
施設入所者数	110 人	107 人
施設入所者の削減数		3 人
施設入所から地域生活へ移行する人数		10 人

<国の基本指針>

- 施設入所者数は平成 32 年度までに、平成 28 年度末の施設入所者数の2%以上削減する。
- 平成 28 年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	平成 32 年度末までに、保健、医療、福祉関係による協議の場を設置することを目指します。

<国の基本指針>

- 平成 32 年度末までに「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置する。
- 地域包括ケアシステムを構築し、関係機関との連携支援体制の確保を図る。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点を東濃圏域に 1 か所整備することを目指します。

<国の基本指針>

- ・「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の 5 つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	実績	目標
	平成 28 年度	平成 32 年度
福祉施設から一般就労への移行者数	6 人	9 人
就労移行支援事業利用者数	13 人	16 人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 3 割以上の事業所の増加	—	1 か所
就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	—	8 割

<国の基本指針>

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、一般就労への移行者数は、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上にする。
- ・就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末における利用者数から 2 割以上増加する。
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にする。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上にする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所の確保	児童発達支援センターは設置済である。平成 32 年度末までに、重症心身障害児を支援できる体制を確保する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成 30 年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

<国の基本指針>

- 保育所等訪問支援の充実は、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 児童発達支援センターの設置は、平成 32 年度末までに各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所の確保は、平成 32 年度末までに各市町村または市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも 1 か所以上確保する。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を平成 30 年度末までに設ける。

3 障がい福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

サービスの内容

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

見込量

【居宅介護のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	55	42	42	45	48	50
利用量	時間分	472	444	444	476	507	529

※平成29年度実績は見込み

② 重度訪問介護

サービスの内容

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

見込量

【重度訪問介護のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	3	4	6	6	7	7
利用量	時間分	1,508	1,557	2,920	2,920	2,920	3,410

※平成29年度実績は見込み

③ 同行援護

サービスの内容

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

見込量

【同行援護のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	4	4	4	5	5	5
利用量	時間分	82	88	88	110	110	110

※平成29年度実績は見込み

④ 行動援護

サービスの内容

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

見込量

【行動援護のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	0	0	0	1	1	1
利用量	時間分	0	0	0	10	10	10

※平成29年度実績は見込み

⑤ 重度障害者等包括支援

サービスの内容

常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

見込量

【重度障害者等包括支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	0	0	0	0	0	0
利用量	時間分	0	0	0	0	0	0

※平成 29 年度実績は見込み

①～⑤見込量確保のための方策

サービス提供事業者には障がいごとの特性を理解したヘルパーの確保及び養成を働きかけるなど、専門的人材及びその質的向上を図り、障がい者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、サービス内容の充実と提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

サービスの内容

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

見込量

【生活介護のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	154	147	145	149	154	159
利用量	人日分	3,281	2,992	2,871	2,950	3,050	3,148

※平成 29 年度実績は見込み

② 自立訓練

サービスの内容

自立訓練（機能訓練）とは、身体障がいのある人または難病の人などに対して、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニング、生活等に関する相談及び助言等を行うもので、地域生活への移行を支援するものです。

自立訓練（生活訓練）とは、知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもので、施設や病院に長期入所または入院していた人の地域生活への移行を支援するものです。

宿泊型自立訓練とは、知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行うものです。

見 込 量

【自立訓練（機能訓練）のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	0	0	0	1	1	1
利用量	人日分	0	0	0	20	20	20

【自立訓練（生活訓練）のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	4	4	3	5	6	7
利用量	人日分	62	51	33	55	66	77

※平成 29 年度実績は見込み

③ 就労移行支援

サービスの内容

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

見 込 量

【就労移行支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	18	13	15	16	17	18
利用量	人日分	355	259	267	285	303	320

※平成 29 年度実績は見込み

④ 就労継続支援

サービスの内容

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行をめざします。

A型：サービス利用開始時に 65 歳未満で、雇用契約に基づき最低賃金が保障されるもの

B型：雇用契約に基づかないもの

見込量

【就労継続支援（A型）のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	83	88	91	95	98	100
利用量	人日分	1,775	1,616	1,661	1,730	1,789	1,825

【就労継続支援（B型）のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	149	163	145	150	155	159
利用量	人日分	2,475	3,001	2,465	2,550	2,635	2,703

※平成 29 年度実績は見込み

⑤ 就労定着支援

サービスの内容

就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人に対して、就労に伴い生じている生活面の課題に対応し、就労の継続を図るため、事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等と必要な連絡調整等を行います。

見込量

【就労定着支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分				0	1	1

⑥ 療養介護

サービスの内容

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

見込量

【療養介護のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	5	5	5	6	6	6

※平成29年度実績は見込み

⑦ 短期入所

サービスの内容

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事のほか、必要な介護を行います。

見込量

【短期入所（福祉型）のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	23	21	23	24	25	26
利用量	人日分	104	114	114	119	124	129

【短期入所（医療型）のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	0	0	0	1	2	3
利用量	人日分	0	0	0	4	8	10

※平成29年度実績は見込み

①～⑦見込量確保のための方策

利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、既存のサービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大や新規事業の参入を促進します。

また、アンケート調査の中で今後の利用のニーズがあった生活介護、短期入所、就労支援の確保に向けて、市内や近隣の事業所を支援し取り組んでいきます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

サービスの内容

入所施設やグループホーム等を利用していた一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、居宅における自立した生活を送る上での困りごとについて、定期的、または随時連絡を受けて訪問し、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

見込量

【自立生活援助のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分				0	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

サービスの内容

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

見込量

【共同生活援助（グループホーム）のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	42	40	41	45	45	50

※平成 29 年度実績は見込み

③ 施設入所支援

サービスの内容

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

見込量

【施設入所支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	119	110	110	109	108	107

※平成29年度実績は見込み

①～③見込量確保のための方策

聞き取り調査の中でも、障がいのある人の親なき後や介護者の高齢化にともないグループホームの増加が期待されています。今後も施設入所や病院から地域生活への移行の中でニーズは高まると予想されます。

グループホームの整備を促進するため、相談や地元への理解促進に協力するなどして整備を推進します。

(4) 相談支援

サービスの内容

計画相談支援とは、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を送るために、障がい福祉サービスを利用するにあたり、「サービス等利用計画」を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

地域移行支援とは、障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人などで、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

地域定着支援とは、単身等で生活する障がいのある人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

見込量

【計画相談支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	85	67	68	75	80	85

【地域移行支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	0	0	0	0	1	1

【地域定着支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分	0	0	0	0	1	1

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

対象者の増加に伴い、相談支援提供体制の拡大と充実が必要です。サービス等利用計画の作成を促進するために、各関係機関のネットワーク強化や相談支援専門員の増員、資質向上を図り、相談支援体制の整備に取り組みます。

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

サービスの内容

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行う事業です。

実施の有無

【理解促進研修・啓発事業の実施の有無】

実績			見込み		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成29年度実績は見込み

見込量確保のための方策

市民に対して、今後も広報等の活用及び障がい者等へ理解を深める研修・啓発を行い理解促進に努めます。

② 自発的活動支援事業

サービスの内容

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

実施の有無

【自発的活動支援事業の実施の有無】

実績			見込み		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成29年度実績は見込み

見込量確保のための方策

障がい者団体や障がい者支援団体との連携・支援に努めます。

③ 相談支援事業

サービスの内容

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。

見込量及び実施の有無

【相談支援事業の見込量及び実施の有無】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	か所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター	—	実施なし	実施なし	実施なし	検討	検討	検討
市町村相談支援機能強化事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）	—	実施なし	実施なし	実施なし	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業	—	実施なし	実施なし	実施なし	検討	検討	検討

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

障害者相談支援事業については、東濃圏域で連携して充実を図ります。

基幹相談支援センターについては、圏域で協議し取り組みます。

相談支援専門員の不足解消のため、相談支援体制の整備に取り組みます。

④ 成年後見制度利用支援事業

サービスの内容

障がい福祉サービスを利用または利用しようとする、重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続き及び経費（登記手数料、鑑定費用など）と、後見人等の報酬を助成します。

見込量

【成年後見制度利用支援事業のサービス量の見込（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	人	1	2	2	3	3	3

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

成年後見制度は、障がい者やその介護者の高齢化に伴い、今後も利用が見込まれるため、この制度の周知に取り組みます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービスの内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人に対し、人材の育成及び活用を図るための研修等法人の活動を推進するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援します。

実施の有無

【成年後見制度法人後見支援事業の実施の有無】

実績			見込み		
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施なし	実施なし	実施なし	検討	検討	検討

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

東濃成年後見センター 中津川・恵那事務所に対し、人材の育成及び活用を図るための研修等の実施と市民後見人を養成するための研修等の実施を検討します。

⑥ 意思疎通支援事業

サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

見込量

【意思疎通支援事業の利用の見込み（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	回	111	152	148	160	176	193
要約筆記者派遣事業	回	32	23	20	30	35	40
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

障がい者の社会参加を推進する中で、派遣件数の増加が見込まれます。市として手話通訳者等の養成講座を開催して、人材の育成や確保を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

サービスの内容

障がいのある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

見込量

【日常生活用具給付等事業の利用の見込み（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件	7	7	6	8	8	9
自立生活支援用具	件	11	8	12	9	9	10
在宅療養等支援用具	件	20	17	13	19	19	20
情報・意思疎通支援用具	件	15	11	9	13	13	14
排泄管理支援用具	件	2,040	2,011	1,900	2,030	2,040	2,050
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	5	3	0	4	4	5

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

日常生活用具の給付制度について、利用者及び医療・福祉等の関係者に対して十分な周知を行うことにより、サービス内容の周知と理解を図るとともに適切な給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービスの内容

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるように、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。

見込量

【手話奉仕員養成研修事業の見込み（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
研修修了者	人	4	8	6	8	10	12

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

手話奉仕員養成研修事業は平成 22 年度から養成講座を実施しています。今後も継続して、奉仕員の育成と確保に努めます。

⑨ 移動支援事業

サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

見込量

【移動支援事業のサービス量の見込み（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	人	11	17	21	23	25	27
利用時間数	時間	1,238	1,732	1,800	1,971	2,143	2,314

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

障がい者の社会参加を支える重要なサービスとして、サービス提供体制の整備を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

⑩ 地域活動支援センター

サービスの内容

障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

見込量

【地域活動支援センターのサービス量の見込み（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
か所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	12	13	13	13	13	13

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

障がい者の社会参加を支える事業として、今後も委託事業者と連携して安定したサービスの提供に努めます。

(2) 任意事業

【日常生活支援】

① 身体障害者福祉ホーム

サービスの内容

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な人（原則として、常時の介護や医療を必要とする状態にある方を除く。）に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、障がいのある人の地域生活を支援します。

見込量

【福祉ホームのサービス量の見込み（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	人	1	1	1	1	1	1

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

現状の見込量を継続して支援します。

② 訪問入浴サービス事業

サービスの内容

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。

見込量

【訪問入浴サービス事業のサービス量の見込み（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	人	10	9	9	10	12	14

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

訪問入浴の利用者は増加傾向にないものの、アンケート調査で「利用したい」の回答が多くあるため増加が見込まれます。市内サービス提供事業所と連携して体制の整備を進めるとともに、適切なサービスの提供に努めます。

③ 日中一時支援事業

サービスの内容

家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。

見込量

【日中一時支援事業のサービス量の見込み（年間）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	人	83	87	86	88	89	90

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

日中一時支援事業は、利用者が毎年増加を続けています。委託サービス提供事業所と連携して体制の整備を進めるとともに、適切なサービスの提供に努めます。

④ 点字・声の広報等発行事業

サービスの内容

文字による情報入手が困難な障がいのある人等に対して、点訳・音声訳その他障がいのある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じて適宜提供します。

実施の有無

【点字・声の広報等発行事業の実施の有無】

実績			見込み		
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成 29 年度実績は見込み

見込量確保のための方策

点訳ボランティア及び音声ボランティア等の団体と連携し、情報提供に努めます。

5 障害児通所支援等

① 児童発達支援

サービスの内容

未就学の障がいのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

見込量

【児童発達支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	235	225	174	188	202	217
利用量	人日分	752	722	578	603	648	696

※平成29年度実績は見込み

② 医療型児童発達支援

サービスの内容

未就学の肢体不自由のある児童に対して、理学療法等の機能訓練または医療的管理下で支援を行います。

見込量

【医療型児童発達支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	0	0	0	0	1	1
利用量	人日分	0	0	0	0	1	1

※平成29年度実績は見込み

③ 放課後等ディサービス

サービスの内容

就学中の障がいのある児童等に対して、放課後や学校の休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

見込量

【放課後等ディサービスのサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	33	49	64	69	75	80
利用量	人日分	118	359	434	467	508	542

※平成29年度実績は見込み

④ 保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所等を利用中の障がいのある児童等に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。

見込量

【保育所等訪問支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人分	5	6	5	6	7	8
利用量	人日分	10	12	10	12	14	16

※平成29年度実績は見込み

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童等に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

見込量

【居宅訪問型児童発達支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人分				0	0	1
利用量	人日分				0	0	1

⑥ 障害児相談支援

サービスの内容

障がいのある児童等について、障がい福祉サービス等を利用するにあたり、障害児支援利用計画を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

見込量

【障害児相談支援のサービス量の見込み（1月当たり）】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人	47	48	51	53	55	56

※平成 29 年度実績は見込み

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置

サービスの内容

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

見込量

【医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	人				0	0	1

見込量確保のための方策

障がい児に必要とする支援を提供できるよう、教育・保育等の関係機関やサービス事業者と連携し、療育の場の充実に努めます。また、既存の事業者や新規参入を支援し、見込量に対応した提供体制の確保に努めます。

6 子ども・子育て支援

(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある児童等が地域の中で、安心して生活ができ、また乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を受けるためには、障がいのある児童等とその家族に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。

障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・共生を推進するとともに、子育て支援施策と保健、医療、福祉、教育等の各種施策が緊密な連携を図りながら、障がいのある児童等の子ども・子育て支援事業の利用量を見込み、その提供体制を整備していきます。

(2) 障がいのある児童等の子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み

障がいのある児童等の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みは、下表のとおりです。

【障がい児の子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み】

	単位	見込み		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育園	人	42	45	31
認定こども園	人	0	0	16
放課後児童健全育成事業	人	18	19	20

『中津川市子ども・子育て支援事業計画』において、平成 31 年度末までの障がいのある児童等も含めた子ども全体の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みを定めていることから、『中津川市子ども・子育て支援事業計画』の事業と連携を図りながら進めていきます。



第 6 章

第 5 期計画の推進に向けて

1 計画の推進

第5期計画の推進に向けて、基幹となる医療・保健・福祉分野の連携強化により関係機関・団体との連携強化を図ります。また、地域福祉計画、地域保健医療計画、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などの関連計画との一体的な推進に努めます。

(1) 医療・保健・福祉の連携

障がい者に対し、医療・保健・福祉に関するサービスの適切な助言・指導が行えるよう、医療・保健・福祉の連携強化を図ります。

また、乳幼児期から高齢期に至るライフステージや障がいの種別に応じた細かいサービスが、障がいや病気の予防から早期発見、早期対応に至るまで適切に提供される体制の整備に努めます。

(2) 関係機関・団体との連携

第5期計画の推進に向けて、障害者総合支援協議会、中津川市障害者雇用促進協議会、その他関係機関とのネットワークを強化し、総合的かつ効果的な障がい者施策を推進します。

(3) 関連計画との一体的推進

健康福祉部が中心となり、関係部局の計画との整合性を図りながら、関連計画との一体的推進に努めます。

(4) 財政状況を踏まえた計画の推進

地方交付税が大幅に減少するなど厳しい財政状況を踏まえ、長期的視野に立った重点的かつ効果的な計画の推進に努めます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、健康福祉部による自己評価の他、障害者総合支援協議会によりサービスの供給量など計画達成状況の点検・評価を行います。また、社会情勢や障がい者ニーズの変化により、必要に応じて計画を見直します。

参 考 資 料

1 用語集

あ行

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

子ども・子育て支援事業計画

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき創設され、平成 27 年 4 月からスタートした『子ども・子育て支援新制度』に位置づけられた、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために市町村に策定が義務付けられている計画。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。

さ行

障害者基本法

障がい者（定義：身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける者）の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（知的障がい者、精神障がい者など）を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者（後見人・保佐人・補助人）を選任する制度。

た行

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

な行

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように地域で生活し、ともに生きることが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、こうした社会を実現するための取り組み・運動・施策。

は行

8万人のヘルスアップ事業

「自らの健康は自らがつくる」を基本に、子どもからお年寄りまで、すべての市民が健康寿命を延ばし、いつまでも幸せに暮らせる中津川市をつくるための健康づくり事業

発達支援センター

言葉や心身などの発達の遅れのある乳幼児に対して、社会生活への適応や自立を支援するため、早期に相談・指導や療育等の「児童発達支援」を行う施設をいう。

発達障がい

自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状は通常低年齢において発現するといわれている。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的（文化・情報）・制度的・心理的（意識）なすべての障壁の除去という意味がある。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

福祉教育

人権感覚や福祉意識の理解と関心を高め、自分のことだけでなく周りの人を大切に思い、一人ひとりそれぞれの人の考え方、生き方を尊重し、地域で共に生きる力を身につけるための教育。

福祉推進校

中津川市社会福祉協議会では、福祉活動を通じて児童・生徒の「福祉の心を」育成することを目的に、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の46校を福祉推進校として指定し助成を行っている。

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどで、職業訓練や障がいへの配慮を受けながら働くこと。

福祉避難所

災害時に必要な高齢者や障がい者を一時受け入れてケアする施設。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。

不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がいのある人の権利利益を侵害すること。

や行

ユニバーサルデザイン

「文化・言語・国籍の違い・性別年齢の差異・障がい・能力の有無にかかわらず、すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計（デザイン）である」と言われる、バリアフリーを一步進めた考え方。アメリカのノースカロライナ大学、ロナルド・メイス教授によって提唱された。

要配慮者

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。医学的（急性期・回復期・維持期）リハビリテーションにとどまらず、教育的、職業的、社会的、地域リハビリテーションの体系全てをいう。

療育

治療・医療の「療」と養育・保育・教育の「育」を組み合わせた造語で、医学的治療と教育や訓練・福祉などを活用して、障がい児の発達や可能性を伸ばそうというもの。

レスパイト

息抜きの意。在宅の障がい者等を、家庭の必要に応じて日中または宿泊で一時的に預かったり、家族に代わって送迎するなどのサービスを行い介助者の負担を軽くする援助のこと。

2 中津川市障害者総合支援協議会委員名簿

No.	区分	氏名	所属機関・団体	役職等
1	障がい福祉 サービス 事業所関係	○鳥居 広明	社会福祉法人 ひがし福祉会	理事長
2		加藤 出	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会	会 長
3		長谷川則子	NPO 法人 かがやきキッズクラブ	理事長
4		柘植 昭和	NPO 法人 東濃やまなみ会	理事長
5	保険・医療 関係	◎中川 俊郎	恵那医師会	会 長
6		三宅 晋平	恵那保健所健康増進課	課 長
7	雇用・就労 関係	森崎 泰行	中津川公共職業安定所 (ハローワーク中津川)	所 長
8		鷹見 直基	中津川商工会議所	常務理事
9		藏前 芳勝	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト t	センター長
10	教育関係	安田 昭夫	岐阜県立恵那特別支援学校	校 長
11	障がい者 団体関係	板津 功	身体障害者福祉協会中津川支部	副支部長
12		岩井万喜子	中津川市障害児者を守る会	顧 問
13		遠藤 真子	中津川市発達支援センター つくしんぼ保護者の会	代 表
14		市岡 直哉	手話サークルかやの実会	支部長
15		曾我 富士子	音訳ボランティア さざなみ会	代 表
16	地域福祉 関係	小栗 慎平	中津川市民生児童委員協議会連合会	副会長
17		横山 修二	身体障害者相談員・知的障害者相談員	代 表
18		水野 敬子	NPO法人 東濃成年後見センター 中津川・恵那事務所	代 表

◎会長 ○副会長

(敬称略)

3 検討委員会委員名簿

No.	氏名	所属	職名
1	山下 佳子	教育委員会 発達支援センター	所長
2	足立 修	// 子育て政策室	室長
3	伊地知 みゆき	// 幼児教育課	主任指導主事
4	山内 雅浩	// 学校教育課	指導主事
5	田口 良典	社会福祉協議会 福祉サービス課	課長
6	小原 悦子	// 高齢支援課	課長補佐
7	鋤柄 百代	// 健康医療課	主任技術主査

4 事務局名簿

No.	氏名	所属	職名
8	小縣 智彰	健康福祉部	部長
9	林 賢二	//	次長
10	原 貢	健康福祉部 障害援護課	課長
11	林 孝司	//	課長補佐
12	嶋倉 雅也	//	主査
13	高樋 啓史	//	社会福祉士
14	堀川 恵莉菜	//	主任
15	桂川 さおり	//	主事

5 計画策定経過

(1) 策定委員会

第1回策定委員会

日 時	平成29年12月21日
場 所	文化会館 1階 小会議室
協議内容	・第5期障害者福祉計画策定における概要説明および質疑応答

第2回策定委員会

日 時	平成30年1月25日
場 所	健康福祉会館 4階 多目的ホール
協議内容	・第5期障害者福祉計画（素案）の質疑応答

第3回策定委員会

日 時	平成30年3月13日
場 所	文化会館 1階 小会議室
協議内容	・パブリックコメント実施結果 ・計画（案）の承認

(2) パブリックコメント

募集するご意見	中津川市障害者福祉計画 第5期計画（案）について
閲覧、募集期間	平成30年2月13日 ～ 平成30年3月12日
閲覧場所	・健康福祉会館1階 障害援護課 ・ホームページ

(3) 検討委員会（ワーキンググループ）

第1回策定検討委員会

日 時	平成29年8月4日
場 所	健康福祉会館 3階 医師待機室
協議内容	・アンケート調査及び関係団体（ヒアリング）について

第2回策定検討委員会

日 時	平成29年8月18日
場 所	健康福祉会館 3階 医師待機室
協議内容	・アンケート調査等の修正

中津川市障害者福祉計画 第5期計画
平成30年3月

中津川市 健康福祉部 障害援護課

〒508-8501 中津川市かやの木町2番5号
TEL : (0573)66-1111 FAX : (0573)62-0058
MAIL : engo@city.nakatsugawa.lg.jp

